

# ヴァスバンドゥの經典解釈法（2）

## ——要義 (*pindārtha*) ——

上 野 牧 生

### 1 はじめに

説一切有部の阿含經典を精確に解釈し、註釈するための指南書である『釈軌論』(*Vyākhyāyukti*)は、「目的」「要義」「語義」「次第」「論難・答釈」からなる五つの相(*ākāra*)に沿って全体が立論されている。この五つの相は、各々が經典解釈の手法であり、また註釈に際して註釈者が必ず説明すべき項目でもある。本稿ではこのうち第二相の「要義」(*pindārtha*, 玄奘訳「總義」)を取り上げる。「要義」の定義箇所については既に山口〔1959：169-170〕と本庄〔2001：117〕による勝れた訳業があり、さらにVERHAGEN〔2005：580-1〕とNANCE〔2012：108-9〕による解説もある。しかし、それでもなお、「要義」の詳細が判明しているとは言えない。その理由は、「要義」とその解釈例である*Samyuktāgama*との関連が考察の遡上に載せられていない点にある。それゆえ本稿ではこの点に留意しつつその定義内容を確認すると共に、ヴァスバンドゥが参照したと推測される先行文献を検討する。

### 2 『釈軌論』における「要義」の定義

#### 2.1 第一解釈

「要義」は五相の中で最も説明が短く、ヴァスバンドゥは二種の解釈を簡潔に挙げるのみである。便宜的に前者を第一解釈、後者を第二解釈と呼ぶ。そのうち、第一解釈は以下のとおりである（イタリック体表記は引用經文であることを示す）。

[VyY][D si 33a2-5; P si 36b5-37a1; L 13.2-14]

bsdus pa'i don ni mdo sde'i lus yin te / <sup>1)</sup>'di lta ste / Yañ dag par ldan pa'i luñ las /  
*dge sloñ dag gzugs yod pa 'di la*

żes bya ba la sogs pa'i mdo sde lta bu ste / de las ni bsdu na gañ žig ji ltar yoñs  
su śes par bya ba dañ / yoñs su śes pa gañ yin pa dañ / yoñs su śes pa'i 'bras bu  
gañ yin pa dañ / de rjod par byed pa gañ yin pa de <sup>2)</sup>la bstan pa ni bsdus pa'i don  
<sup>4)</sup>to //

ci žig yoñs su śes par bya že na / gzugs la sogs pa sdug bsñal gyi bden pas bs-  
dus pa'o //

ji ltar yoñs su śes par bya že na / mi rtag par ro //

yoñs su śes pa gañ že na / yañ dag pa'i lta ba'o //

yoñs su śes pa'i 'bras bu gañ že na / skyo ba la sogs pa'i rim gyis sems śin tu  
rnam par grol ba ñid do //

de rjod par byed pa gañ yin že na / [P37a1] *bdag gi skye ba zad do žes bya ba*  
*de lta bu la sogs pa'o //*

---

1) lus DL : luñ P      2) rjod DL : brjod P      3) la DL : om. P

4) to D : no PL      5) sdug DL : sdul P      6) rim gyis DL : rims kyis P

「要義」とは経典の骨格 (\*sūtraśārīra, 全体構成) である。すなわち,  
*\*Samyuktāgama* に,

「比丘たちよ、存在するこの色について」

云々の経典の如くである。そこ（当該の経典）では、要約すれば、①  
なにが〔遍知されるべきか〕、②どのようにして遍知されるべきか、③  
遍知とはなにか、④遍知の果報とはなにか、⑤それ（遍知の果報）を知  
らせるものとはなにか、それを説明するものが「要義」である。

【問】①なにが遍知されるべきか？【答】色などは苦諦に含まれること  
が。

【問】②どのようにして遍知されるべきか？【答】無常として。

【問】③遍知とはなにか？【答】正見である。

【問】④遍知の果報はなにか？【答】厭離などの順序によって、心が充分に解き放たれること（心解脱）である。

【問】⑤それ（遍知の果報）を知らせるものとはなにか？【答】「我が生は尽きた（*kṣīṇā me jātiḥ*）云々」の如くである。

「要義」は端的に「経典の骨格」と定義される（→3.6）。具体的には、「なにが遍知されるべきか」、「どのようにして遍知されるべきか」、「遍知とはなにか」、「遍知の果報とはなにか」、「その果報を知らせるものとはなにか」の五項目を説明することであるとする。ヴァスバンドゥが解釈例として引用する「比丘たちよ、存在するこの色について」云々の経文は、註釈者であるグナマティの補足により、その全体を知ることができる。（ボールド体表記は『釈軌論註』の註釈対象である『釈軌論』本文であることを示す）

[VyYT][D si 145b7-146a4; P i 9a7-b4]

'di lta ste žes bya ba rgyas par 'byuṇ ba ni 'di lta ste / Yaṇ [D146a1] dag par  
ldan pa'i luṇ las

<sup>1)</sup>  
dge sloṇ dag gzugs yod pa 'di la mi rtag par yaṇ dag par rjes su lta ba de  
la ni yaṇ dag pa'i lta ba de 'byuṇ ste / yaṇ dag par [P9b1] mthoṇ na skyo  
žiṇ dga' ba zad pa'i phyir 'dod chags zad par 'gyur la / dga' ba daṇ 'dod  
chags zad pa las sems śin tu rnam par grol ba yin no žes smra'o //

dge sloṇ dag dge sloṇ tṣor ba daṇ / 'du šes daṇ / 'du byed rnames daṇ /  
rnam par šes pa yod pa 'di la mi rtag par yaṇ dag par rjes su lta ba de la  
<sup>2)</sup>  
ni yaṇ dag pa'i lta ba de 'byuṇ ste / yaṇ dag pa mthoṇ na skyo žiṇ dga' ba  
zad pa'i phyir 'dod chags zad par 'gyur la / dga' ba daṇ 'dod chags zad pa  
las sems rab tu rnam par grol ba yin no žes smra'o //

de ltar dge sloṇ sems yaṇ dag par śin tu rnam par grol na / gal te 'dod na  
bdag ūid kyis bdag ūid la bdag gi skye ba zad do // tṣaṇs par spyod pa  
spyad do // bya ba byas so // 'di las srid pa gžan mi šes so žes luṇ ston par  
byed do  
<sup>3)</sup>

žes bya ba la sog s pa'i mdo sde ste /

- 
- 1) dge sloň dag D : dge sloň dag dge sloň P      2) de la ni D : de ni P  
3) mi šes so žes luň D : mi šes luň P

すなわちと広範に出てているのは、すなわち、\**Samyuktāgama* に〔説かる〕。

比丘たちよ、存在するこの色について、無常であると正隨見する、かの者には、その正見が生ずる。正しく見るときには、厭離して、喜が尽きるから、貪が尽きることになり、喜と貪が尽きるから、心は充分に解き放たれるのである、と〔わたしは〕説く。

比丘たちよ、存在するこの受、想、諸行、識について、無常であると正隨見する、かの比丘には、その正見が生ずる。正しく見るときには、厭離して、喜が尽きるから、貪が尽きることになり、喜と貪が尽きるから、心は充分に解き放たれるのである、と〔わたしは〕説く。

このように、比丘は、心がよく充分に解き放たれたとき、もし仮に、か〔の比丘〕が望むのであれば、自らが、自らに、「我が生は尽きた。梵行は行じられた。為すべきことは為し終えられた。今〔生〕とは別の有を〔わたしは〕知ることがない」と授記する

云々の經典である。

かつて山口益は、この經文の出典（平行資料）として、『雜阿含經』第2經を挙げた。<sup>(1)</sup>しかし私見では、第2經ではなく、第1經が最も近似している。この推定が正しければ、そしてヴァスバンドゥとグナマティとが *Samyuktāgama* の一節であることを明言していることから、出典は *Samyuktāgama*, *Pañcopādānaskandhika* に属する第1經である可能性が高い。

そして、その第1經の解釈例をめぐり、「遍知」（断遍知を指す）を視点とした五項目が説明されるわけだが、グナマティはその解釈例を次のように補足説明している。

[VyYT][D si 146a4-146b2; P i 9b4-10a2]

ci žig yons su šes par bya že na / gzugs la sog pa sdug bsñal gyi bden pas  
bsdus pa'o žes bya ba bstan pa ste / tñig gañ gis še na / gzugs nas rnam par šes  
pa žes bya ba'i bar 'dis so //

ji ltar yoñs su šes par bya že na / mi rtag par ro žes bya ba ni / mi rtag par  
žes bya ba'i tñig 'dis bstan to //

yoñs su šes pa gañ že na / yañ dag pa'i lta ba'o // tñig gañ gis bstan že na / de  
la ni yañ dag pa'i lta ba de 'byuñ ste žes bya ba 'dis so //  
<sup>1)</sup>

yons su šes pa'i 'bras bu gañ yin že na / skyo ba la sog pa'i rim gyis sems  
šin tu rnam par grol ba ñid do // ji ltar na skyo ba la sog pa'i rim gyis še na /  
yañ dag par mthoñ na skyo žiñ dga' ba zad pa'i phyir 'dod chags zad par 'gyur  
<sup>2)</sup>  
la / dga' ba can dañ 'dod chags zad pa las sems šin tu rnam par grol ba yin no  
<sup>3)</sup>  
žes smra'o žes bya ba ste / de lta bu ni skyo ba la sog pa'i rim gyis so // tñig  
<sup>4)</sup>  
'di dag gis ni yoñs su šes pa'i 'bras bu [D146b1] bstan to //

de rjod par byed pa gañ yin že na / kun tu ston par byed pa gañ [P10a1] yin  
pa de yin te / bdag ñid kyis bdag ñid la bdag gi skye ba zad do žes bya ba de lta  
<sup>5)</sup>  
bu la sog par luñ ston par byed do žes bya ba'i tñig 'dis so // **de rjod par byed**  
<sup>6)</sup>  
**pa** žes bya ba ni sems šin tu rnam par grol ba na luñ ston pa'o žes bya ba'i tñig  
go //  
<sup>7)</sup>

---

1) la DP. Read la ni. 2) na D : na žes P 3) can DP. This term is not contained in the text of the sūtra which Guñamati himself quotes. 4) pa DP. Read pa'i.  
5) luñ P : om. D 6) de DP. Read pa. 7) ni DP. Read na.

【問】①なにが遍知されるべきか？【答】色などは苦諦に含まれることがと説かれている。【問】いかなる句によってか？【答】「色」ないし「識」に至るまでのこ〔の句〕によって。

【問】②どのようにして遍知されるべきか？【答】無常としてとは、「無常である」というこの句によって説かれている。

【問】③遍知とはなにか？【答】正見である。【問】どのような句によつてか？【答】「かの者には、その正見が生ずる」というこの句によつて。

【問】④遍知の果報とはなにか？【答】厭離などの順序によつて、心が充分に解き放たれることである。【問】どのようにして、厭離などの順序によつて〔心が充分に解き放たれるの〕か？【答】「正しく見るときには、厭離して、喜が尽きるから、貪が尽きることになり、喜と貪が尽きるから、心は充分に解き放たれるのである、と〔わたしは〕説く」と。以上が厭離などの順序によつてである。これらの句によつて、遍知の果報が説かれている。

【問】⑤それ（遍知の果報）を知らせるものとはなにか？およそ遍く説示させるものである。「自らが、自らに、『我が生は尽きた』云々の如く授記する」というこの句によつて。そ〔の果報〕を知らせるとは、「心が〔よく〕充分に解き放たれたとき…授記する」という句である。

以上がグナマティによる註釈である。その註釈内容に従つて、ヴァスバンドウが挙げる「遍知」を視点とした五項目の質問と、その回答、及び回答の根拠となる経文を一覧にして以下に示す。

遍知を視点とした 五項目の質問	回答	回答の根拠となる経文
①なにが遍知されるべきか	①色などが苦諦に含まれること	①「色ないし識」
②どのようにして遍知されるべきか	②無常として	②「無常である」
③遍知とはなにか	③正見	③「かの者には、その正見が生ずる」
④遍知の果報とはなにか	④厭離などの順序によつて、心が解脱すること	④「正しく見るときには、厭離して～心は解脱するのである」
⑤遍知の果報を知らせるものとはなにか	⑤遍く説示させるもの	⑤「自らが、自らに、『我が生は尽きた』」

## 2.2 第二解釈

一方で、*Samyuktāgama* 第1経と平行する『雜阿含經』第1経は、かつて舟橋一哉が指摘したように、如実見→厭離→離染→解脱→解脱知見という実践過程を描く定型句が説かれていることで知られる。<sup>(3)</sup> そして「如実見」以下の五つの術語は、「なにが〔遍知されるべきか〕」以下の五項目に対応するように思われる。そしてこの推測は、『釈軌論』において提示される「要義」の第二解釈によって立証される。『釈軌論註』とともに第二解釈を以下に示す。

[VyY][D si 33a5-6; P si 37a1-2; L 13.15-19]

gžan yañ bsdus pa'i don ni bsdu na 'dir yañ dag pa ji lta ba bžin du mthoñ ba dañ / skyo ba dañ / 'dod chags dañ bral ba dañ / rnam par grol ba dañ / rnam par grol ba'i ye śes mthoñ ba yin par bstan to //

de lta bu'i rañ bžin can ni mdo sde rnames kyi bsdus pa'i don du rig par bya'o //

さらに、要義とは、要約すれば、当該〔の経典〕では、①如実見(\*yathābhūtarśana) と、②厭離(\*nirvid) と、③離染(\*vairāgya) と、④解脱(\*vimukti) と、⑤解脱知見(\*vimuktijñānarśana) とである、と説かれている。

以上の性格をもつものが、諸經典の要義であると理解すべきである。

[VyYT][D si 146b2-6; P i 10a2-7]

**bsdu na** žes bya ba rgyas par 'byuñ ba ni bsdu na mdo sde **'dir yañ dag pa ji**  
**lta ba bžin du mthoñ ba yin par bstan** te / tṣig gañ gis śe na / de la ni <sup>1)</sup> yañ dag  
pa'i lta ba de 'byuñ ste žes bya ba 'dis so //  
skyo ba bstan pa ni tṣig gañ gis śe na / yañ dag par mthoñ na skyo žiñ žes bya  
ba 'dis so //

'dod chags dañ bral ba bstan pa ni tṣig gañ gis śe na / dga' ba zad pa'i phyir 'dod  
chags zad par 'gyur la žes bya ba 'dis so //

rnam par grol ba bstan pa ni tṣig gañ gis śe na / sems śin tu rnam par grol ba  
yin no žes smra'o žes bya ba 'dis so //

rnam par grol ba'i ye śes mthoñ ba bstan pa ni tṣig gañ gis śe na / bdag gi skye

*ba zad do žes bya ba rgyas par 'byuṇ bas so //*  
de ltar na sems mñam par gžag na yan dag pa ji lta ba bžin du rab tu šes / yan  
dag pa ji lta ba bžin du mthoṇ ḥo //  
yan dag pa ji lta ba bžin du šes / yan dag pa ji lta ba bžin du mthoṇ na skyo bar  
'gyur / skyo na 'dod chags daṇ bral bar 'gyur / 'dod chags daṇ bral na rnam par  
grol bar 'gyur / rnam par grol na bdag gi skye ba zad do žes bya ba nas rgyas  
par rnam [146b6] par grol ba ḥid du šes pa mthoṇ ba 'byuṇ ḥo žes bya ba'i mdo  
sde 'di thams cad bstan pa yin no //

- 
- 1) las DP. *Read la ni.*    2) pa DP. *Read par.*    3) śin tu D : om. P  
4) gžag D : bžag P    5) du D : om. P

要約すればと詳細に説かれているのは、要約すれば、当該の經典では、  
①如実見である、と説かれている。【問】いかなる句によってか？  
【答】「かの者には、その正見が生ずる」というこ〔の句〕によって。  
②【問】厭離が説かれているのは、いかなる句によってか？【答】「正  
しく見るときには、厭離して」という句によって。  
③【問】離染が説かれているのは、いかなる句によってか？【答】「喜  
が尽きるから、貪が尽きることになり」というこ〔の句〕によって。  
④【問】解脱が説かれているのは、いかなる句によってか？【答】「心  
は充分に解き放たれると〔わたしは〕説く」というこ〔の句〕によって。  
⑤【問】解脱知見が説かれているのは、いかなる句によってか？【答】  
「我が生は尽きた」と広範に出てる〔句〕によって。

以上のように、心が三昧に入れば、如実に知り、如実に見る。  
如実に知り、如実に見れば、厭離するであろう。厭離すれば、離染する  
であろう。離染すれば、解脱するであろう。解脱すれば、「我が生は尽  
きた」ないし、詳細に、その同じ解脱に対する知見が生ずる、というこ  
の經典は、一切を説き示している。

「要義」の第二解釈によれば、第1經を例とした場合、「如実見」、「厭離」、

「離染」、「解脱」、「解脱知見」からなる五つの術語が「要義」であることになる。つまり、第1経の中で核となる術語、ないし見出し語が「要義」とみなされている。この「要義」の第二解釈（これを「要義」(2)とする）中の五つの術語は、第一解釈における「遍知」を視点とした五項目（これを「要義」(1)とする）と対応するように思われる。以下にその対応関係を示す。

要義 (2)	要義 (1)	要義 (1) の内容
①如実見 (*yathābhūtadarśana)	①なにが遍知されるべきか	①色などが苦諦に含まれること
②厭離 (*nirvid)	②どのようにして遍知されるべきか	②無常として
③離染 (*vairāgya)	③遍知とはなにか	③正見
④解脱 (*vimukti)	④遍知の果報とはなにか	④厭離などの順序によって心が解脱すること
⑤解脱知見 (*vimuktijñānadarśana)	⑤その果報を知らせるものとはなにか	⑤遍く説示させること

具体的には、①「色などが苦諦に含まれること」が遍知されることから「如実見」が生じ、②色などが「無常として」遍知されることから「厭離」が生じ、③「正見」すなわち遍知を得ることから「離染」が生じ、④「厭離などの順序によって、心が充分に解き放たれること」、すなわち遍知の果報が「解脱」であり、⑤自らが自らに対してその遍知の果報を知らせるものが「解脱知見」である。第一解釈と第二解釈との間には、こうした相関関係がある。

ただし第二解釈の冒頭において、ヴァスバンドゥが「ここでは」(\*atra / \*iha, 'dir) と述べ、それについてグナマティが「この經典では」(\*atra / \*iha sūtre, mdo sde 'dir) と註釈していることから、「如実見」以下の五つの術語は、あくまで *Samyuktāgama* 第1経のみの「要義」であるはずである。ゆえに他の經典には他の「要義」が見出されうるであろう。

## 2.3 『釈軌論』の經典解釈法における「要義」の位置づけ

以上が「要義」の内容であるが、本節では『釈軌論』の經典解釈法における「要義」の位置づけを確認する。『釈軌論』第一章では、五つの相に基づく經典解釈法（上野 [2009 : 3]）が言及された後、説法に際して説法者が五つの相を説明すべき二つの理由（註釈の方針）が言及される。前者についてヴァスバンドゥは次のように述べる。

[VyY][D śi 30b4-5; P si 33b7-34a1; L 6.19-7.4]

ci'i phyir 'di dag brjod par bya že na / mdo sde'i don gyi che ba ñid thos na ñan  
pa dañ 'dzin pa la 'bad par byed pas dgos pa brjod par bya'o //  
dgos pa de 'añ mdo sde'i bsdus pa'i don las rtogs par 'gyur ro //  
bsdus pa'i don yañ tśig gi don las so //  
tśig gi don gyi go rims mi 'gal ba ni mtśams sbyar ba las so //  
rigs pa dañ mi 'gal ba dañ / sña phyi mi 'gal ba ni [P34a1] brgal ba dañ lan las  
yin pas na bsdus pa'i don la sogs pa yañ brjod par bya'o //

【問】なぜ、これら〔の五つの相〕を説明すべきなのか？

【答】経の内容の偉大性を聞けば、〔聴聞者は〕聴聞や受持に努めるから、「目的」を説明すべきである。

またその「目的」は、経の「要義」から理解されるであろう。

「要義」もまた、「語義」から〔理解されるであろう〕。

「語義」の、矛盾のない順序は、「次第」から〔理解されるであろう〕。軌範と矛盾せず、前後に矛盾のない〔「次第」〕は「論難・答釈」から〔理解されるの〕であるから、「要義」などについても説明すべきである。

以上の説明から明らかであるように、各相は先行する相の根拠とみなされ、それぞれ後の相が、前の相を理解するための要件となる。<sup>(4)</sup> そして「要義」は「目的」の理解を導き、「要義」を理解するには「語義」を理解する必要があるとされる。

さらに、後者についてヴァスバンドゥは次のように述べる。

[VyY][D sí 30b6–31a1; P si 34a3–5; L 7.13–18]

gžan yaň dgos pa brjod pa las ni mdo sde'i 'bras bu phun sum tśogs pa shes par  
'gyur žing / bsdus pa'i don brjod pa las ni don gyi dbaň du byas pa yin la / tśig  
gi don brjod pa las ni bsdus pa'i don daň / chos kyi mtšan ſnid daň / dgoňs pa'i  
mtšan ſnid <sup>2)</sup> yin la / mtšams sbyar ba brjod pa [D31a1] las ni tśig rnams kyi go  
rims 'brel pa'o //

brgal ba daň lan brjod pa las ni rigs pa daň sña phyi mi 'gal ba'o //

1) tśogs PL : sogz D      2) ſnid PL : om. D

さらに〔別の解釈では〕、「目的」が説かれることからは、円満なる経の果報が了解され、「要義」が説かれることからは、〔経の〕内容の主題が〔了解されるの〕であり、「語義」が説かれることからは、要義と、法の定義と、意趣〔による法〕の定義が〔了解されるの〕であり、「次第」が説かれることからは、諸語の順序・関連が〔了解される〕。

「論難・答釈」が説かれることからは、軌範・前後に矛盾のないことが〔了解される〕。

この後者の場合、各相はそれぞれ独自の事柄を明らかにする。そして要義は「〔経の〕内容の主題」と定義され、やはりここでも「語義」の説明によって「要義」の理解が導かれるとする。なお、後述するように、カマラシーラなど後代の註釈者によって採用され、註釈の方針として一般化してゆくのは、この後者の方針である(→4.2)。以上が『釈軌論』における「要義」の概要である。それでは、ヴァスバンドゥはいかなる先行文献に基づいて「要義」を構築したのだろうか。

### 3 他文献における「遍知」または「要義」の定義

#### 3.1 有部阿含における定義

舟橋一哉は「遍知」について、「遍知とは貪・瞋・癡の滅であり、遍知人と

は阿羅漢であり、そして遍知されるべき法とは五蘊であるというのが、阿含一般の解釈である」と述べている。舟橋によるこの説明内容は、すべて『雜阿含經』第72経の記述に基づく（下線箇所）。

[SĀc 72][T2, 19a4-19]

如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。

爾時、世尊告諸比丘。當說所知法、智及智者。諦聽、善思、當爲汝說。

云何所知法、謂五受陰。何等爲五、色受陰受想行識受陰、是名所知法。

云何爲智、調伏貪欲、斷貪欲、越貪欲、是名爲智。

云何智者、阿羅漢是、阿羅漢者、非有他世死、非無他世死、非有無他世死、非非有無他世死、廣說無量、諸數永滅。是名說所知法智及智者。

佛說此經已、諸比丘聞佛所說、歡喜奉行。

CHUNG [2008] には第72経に関する記載はないが、しかし第72経の平行經典<sup>(7)</sup>が『俱舍論疏明瞭義』「隨眠品」に一部引用されている。

[AKVy][WOGIHARA 503.28-32]

kaḥ punah prahāṇam parižñāśabdenāpadiṣyate.<sup>1)</sup> sūtre. evam hi pathyate. parižñeyāṁś ca vo bhikṣavo dharmāḥ deśayiṣyāmi. parižñām ca parižñāvantam ca pudgalam. parižneyā dharmāḥ katame. pañcopādānaskandhāḥ. parižñā katamā. yad atra cchandarāgaprahāṇam. chandarāgasamatikramāḥ. iyam ucy-  
ate parižñeti vistaraḥ.

---

1) WOGIHARA: apadiṣate

それでは、どこで断が遍知という語で述べられるのか、といえば、経においてである。次のように誦せられるからである。「比丘たちよ、わたしは汝たちに遍知されるべき法と、遍知と、遍知を有する人とを説こう。遍知されるべき法とは何か。五取蘊である。遍知とは何か。ここにおける欲貪の断と欲貪の超越、それが遍知と言われる云々」と。（小谷・本庄 [2007: 255] より訳文を抜粋）

この経では（a）「遍知されるべき諸法」、（b）「遍知」、（c）「遍知を有する人」

の三項目が定義されている。このうち（a）は①と、（b）は③とそれぞれ対応するようにも見えるが、この経に「要義」（1）、すなわち遍知を視点とした五項目の萌芽を見ることはできない。

### 3.2 『瑜伽師地論』「攝釈分」における定義

『釈軌論』において經典解釈法を体系化するに際し、ヴァスバンドゥが参照したと推測される先行文献の一つに『瑜伽師地論』「攝釈分」がある。「攝釈分」では、その冒頭部に五相による經典解釈法が説かれている。その五相とは「法」(\*dharma), 「等起」(\*samutthāna), 「義」(\*artha), 「論難・答釈」(\*codyapari-hāra), 「次第」(\*anusamdhī) であるが、その第三相「義」はさらに「語義」(\*padārtha) と「要義」(\*piṇḍārtha) とに区分される。そして「要義」は二箇所にわたって定義されている。便宜的に前者を第一定義、後者を第二定義と呼ぶ。そのうち第一定義は以下のとおりである。

[ VyS ][ D hi 55a2-4; P yi 65a4-6 ]<sup>(8)</sup>

de la kun nas sloñ ba brjod nas don brjod par bya ste / don ni rnam pa gñis te /  
bsdus pa'i don dañ / tśig gi don to //

de la bsdus pa'i don ni rnam pa bžis brjod par bya ste / 'di lta ste / nes pa'i don  
gyi mdo sde ñe bar bsgrub pa dañ / dños po'i mtha' bstan pa dañ / sgrub pa dañ /  
'bras bus so //

de la sgrub pa da yañ rnam pa gñis te / log pa dañ / yañ dag pa ñid do //<sup>1)</sup>

de'i 'bras bu yañ rnam pa gñis te / yañ dag par bsgrubs pa'i 'bras bu dañ / log par  
bsgrubs pa'i 'bras bu'o //<sup>2)</sup><sup>3)</sup>

1) yañ D : om. P    2) par D : pa P    3) bsgrubs D : sgrub P

4) bsgrubs D : sgrub P

そのうち、「等起」を説明した後、「義」を説明すべきである。「義」は二種であり、「要義」と「語義」とである。

そのうち、「要義」を四種によって説明すべきである。〔四種とは、〕す

なわち「了義である経典の要約」(\*nītarhasūtrāntopasamphāra) と「事辺際 (\*vastvanta, 主題事項の部材) の説示」と「行」(\*pratipatti) と「〔行の〕果報」(\*phala) とによって、である。

そのうち、「行」は二種であり、誤った〔行〕と正しい〔行〕とである。その果報も二種であり、正しい行の果報と誤った行の果報とである。

第一定義は「要義」の内容として「了義である経典の要約」、「事辺際の説示」、「行」、「〔行の〕果報」の四項目を示す。第四「〔行の〕果報」を除いて、表面的にも『釈軌論』と共通しない。わずかに「了義である経典の要約」「事辺際の説示」に「要義」(2)との類似性を見せるのみである。

第二定義は以下のとおりである。

[VyS][D hi 63a4-6; P yi 75a4-7]<sup>(9)</sup>

de la bsdus pa'i don ni 'dir yañ dag pa'i sgrub pa dañ 'bras bu yin par bstan te /  
'di lta ste / tṣul khrims la sogs pa gsum po de tsam gyis ni bslab pa'i mthar thug  
pa yin no //

de ltar gnas par gyis žes gsuñs pas ni yañ dag pa'i sbyor ba rnal 'byor rnam pa  
bzis bsdus pa yoñs su bstan to //

de ltar gnas pa rnams kyi bslab pa gsum žes gsuñs pas ni yañ dag par sgrub pa'i  
'bras bu yoñs su bstan to //

de la dad pa dañ 'dun pa ni tṣul khrims yañ dag par blañ pa'i sñon du 'gro ba yin  
no // thos pa 'dzin pa'i dus na ni brtson 'grus so // šes rab la sogs pa ni thabs yin  
no //

---

1) žes D : šes P

そのうち「要義」は、当該〔の経典〕では、「正行」(\*samyakpratipatti) と「〔その〕果報」(\*phala) とであると説かれている。すなわち、戒などの三〔学〕は、それのみで学の頂点(\*paryanta) である。

「このように過ごしなさい」と〔経に〕説かれていることにより、正加行が四種の瑜伽に包摂される<sup>(10)</sup>、と完全に説かれている。

「このように過ごす者たちの三学」と〔経に〕説かれていることにより、正行の果報が完全に説かれている。

そのうち、信と意欲とは、戒〔学〕をただしく学ぶことを前提とする。

聞を保持するとき、精進する。慧〔学〕などは、方便である。

当該箇所が解釈例としている経典は不明であるものの、この第二定義は、『軌論』における「要義」(2) と同一である。つまりヴァスバントウは、「要義」(2) については当該箇所を踏襲したことになる。さらに、「摂釈分」の最後部で提示される六相による經典解釈法は、「要義」(1) と明確な関連がある。

[ VyS ] [ D hi 68b1-5; P yi 81b5-82a2 ]

1) par D : pa P      2) / D : om. P      3) spaɪn D : spoon P

4) rtogs D : rtog P      5) g'zag D : b'zag P      6) de D : 'di P

7) de'i D : om. P    8) bu D : om. P    9) do D : do // P

10) / P : om. D 11) de ni D : de'i P

らに〔別の解釈では〕、経典の註釈 (\*vyākhyā) は、以

さらに〔別の解釈では〕、經典の註釈 (*Vyakhyā*) は、以下の六つの相に

よって実行されるべきである。①主題事項 (\*vastu) を遍知すること、  
②悪行と煩惱と隨煩惱とを断ずること、③善行を正しく学ぶこと、④病  
などの諸相をもって知り、遍知し、通達すること、⑤それの果報、⑥自  
分自身と他者たちをしてそれの果報を知らせるもの、である。以上の如  
きそれらの諸相と、先〔に説明した〕如き〔五つの〕相を確立すること  
により、經典の註釈が実行されるべきである。

その中で、①主題事項とは、すなわち、諸蘊と、諸界と、諸処と、縁起  
と、諸念住と、正斷と、等々である。

[その中で、] ⑤それの果報とは、すなわち、厭離と、離染と、解脱と、  
遍解脱とである。<sup>(15)</sup>

その中で、⑥自分自身と他者たちをしてそれの果報を知らせるものとは、  
「我が生は尽きた」云々〔の經文〕である。<sup>(16)</sup> 以上が「撰釈分」  
(\*vyākhyāsaṅgrahaṇī) と呼ばれる。

以上の記述は大枠として『釈軌論』と共通する。ただし『釈軌論』との最大の  
相違点は、「撰釈分」では上記六項目が五相の一つとして言及されるのではなく、  
六項目それ自体がひとつの經典解釈法として挙げられている点にある。

### 3.3 『阿毘達磨集論（釈）』における定義

「撰釈分」における定義は決して特殊なものではなかったはずである。その  
証拠に、『阿毘達磨集論』（及び『阿毘達磨集論釈』）最終第五「論の決択」章に  
も類似表現が確認される。

[AS][D ri 117b5-6; P li 138b6-8]

rnam par bśad pa rnam par nes pa gañ že na / gañ gis mdo sde rnams rnam par  
bśad par byed pa ste / de yañ gañ že na / yoñs su śes par bya ba'i dños po dañ /  
yoñs su śes par bya ba'i don dañ / yoñs su śes par bya ba'i rgyu dañ / yoñs su  
śes pa dañ / yoñs su śes par bya ba'i 'bras bu dañ / de rab tu śes pa'o //<sup>(17)</sup>

1) rnam par nes pa D : gtan la dbab pa P

「釈の決択」とはなにか。それによって諸經典を註釈するところのものである。さらに、「それ」とはなにか。①遍知されるべき主題事項, ②遍知されるべき意味内容, ③遍知されるべき要因, ④遍知, ⑤遍知の果報, ⑥それ（遍知の果報）を知らせるもの, である。

『阿毘達磨集論釈』は次のように補足説明する。（太字は『阿毘達磨集論釈』の註釈対象である『阿毘達磨集論』本文であることを示す）

[ASBh 199A][TATIA 142.5-7; Ms 134A1-3]

vyākhyāviniścayo yena sūtrāntānām arthaṁ nirdiśati. sa punaḥ parijñeyavastvādīnām ṣaṇṇām arthānām pratisūtram yathāsaṁbhavam  
pratipādanāt. tatra **parijñeyam** vastu skandhādi **parijñeyārtho**<sup>1)</sup> nityatādi **parijñeyopaniṣac**<sup>2)</sup> chīlendriyaguptadvāratādi **parijñā** bodhipakṣyā dharmāḥ **parijñāphalam** vimuktih **tatpravedanā** vimuktijñānadarśanam iti.

1) TATIA, Ms: **parijñō** 'rtho; ASBh(Tib.): yoṅs su śes par bya ba'i don. *Read parijñeyārtho.*

2) TATIA, Ms: **parijñopaniṣac**; ASBh(Tib.): yoṅs su śes par bya ba'i rgyu. *Read parijñeyopaniṣac.*

釈の決択とは、それによって經典の意味内容を解説するところのものである。さらにそれ（釈の決択）は、「遍知されるべき主題事項」をはじめとする六つの内容を、個々の經典に〔即して〕、可能性に応じて、明らかにするからである。そのうち、①遍知されるべき主題事項は蘊などである。②遍知されるべき意味内容は無常性などである。③遍知されるべき要因は戒根によって〔感覺の〕門が閉じられていること（根律儀）などである。④遍知は菩提分法である。⑤遍知の果報は解脱である。⑥それ（遍知の果報）を知らせるものが解脱知見なのである、と。

『阿毘達磨集論』が示す六項目は、細部においては異なるにしても、大枠としては『釈軌論』（及び『攝釈分』）と共通する。ただし『釈軌論』との最大の相違点は、『阿毘達磨集論』では上記六項目が、同論独自の五相のうちの一つとして言及されるのではなく、当該節の主題でもある「釈の決択」(vyākhyāviniścaya)

の定義として挙げられる点にある。つまり『阿毘達磨集論』においても、上記六項目は、ひとつの經典解釈法として挙げられている。この点も「摂釈分」と共通する。「摂釈分」と『阿毘達磨集論(釈)』における六項目を以下に一覧にして示す。

『瑜伽師地論』「摂釈分」	『阿毘達磨集論(釈)』
①主題事項を遍知すること	①遍知されるべき主題事項
②悪行と煩惱と隨煩惱とを断すること	②遍知されるべき意味内容
③善行を正しく学ぶこと	③遍知されるべき要因
④病などの諸相をもって知り、遍知し、通達すること	④遍知
⑤それ(遍知)の果報	⑤遍知の果報
⑥自分自身と他者たちをしてそれ(遍知)の果報を知らせるもの	⑥それ(遍知の果報)を知らせるもの

一方で、『釈軌論』における「要義」は五項目からなり、上記六項目と完全には一致しない。そして『釈軌論』における「要義」の五項目は『解深密經』などで言及されるものと一致する。

### 3.4 『解深密經』における定義

『解深密經』第八「弥勒」章(第21節)には「遍知」を視点とした五項目が説かれている。VERHAGEN [2005: 581] は当該箇所を『釈軌論』における「要義」の典拠とみなしている。

[SNS VIII 21][LAMOTTE 102.13-17]  
<sup>(19)</sup>

byams pa yañ byañ chub sems dpa' rnam pa lñas don so so yañ dag par rig pa  
yin te / don rnam pa lña gañ žé na / yoñs su śes par bya ba'i dños po dañ / yoñs  
su śes par bya ba'i don dañ / yoñs su śes pa dañ / yoñs su śes pa'i 'bras bu thob  
pa dañ / de rab tu rig par byed pa'o //

さらに、マイトレーヤよ、菩薩は、五種によって、意味内容を個々に正しく理解する〔者〕である(\*arthapratisamvédin, 義無碍解者)。五種の意味内容とはなにか。①遍知されるべき主題事項(\*parijñeyavastu), ②遍知さ

れるべき意味内容 (\*parijñeyārtha), ③遍知 (\*parijñā), ④遍知の果報を得ること (\*parijñānaphalalābhā), ⑤それ(遍知の果報)を知らせるもの (\*tatpravedanā)である。<sup>(20)</sup>

『解深密經』では当該箇所以下、「遍知されるべき主題事項」, 「遍知されるべき意味内容」, 「遍知」, 「遍知の果報を得ること」, 「それ(遍知の果報)を知らせるもの」からなる五項目が, それぞれ個別的に定義される(VIII 21. § 1- § 5; LAMOTTE 102.20-103.31)。『解深密經』に説かれる五項目と, 『釈軌論』との類似性は明らかである。さらに『顯揚聖教論』にも当該箇所と内容を共有する用例がある。したがって『釈軌論』に先立ち, 経の意味内容を正しく理解するための「遍知」に関する五項目が, 既に周知の事柄であったことがわかる。ただし, 『解深密經』や『顯揚聖教論』における簡潔な定義から, これらが『釈軌論』における「要義」定義の出典であると判断することは難しい。<sup>(21)</sup><sup>(22)</sup>

### 3.5 『大乘莊嚴經論釈』における定義

ヴァスバンドゥ自身の著作と推測される『大乘莊嚴經論釈』第11章(dharmaparyeṣṭyadhikāra, 第十二「述求品」)においても, 同様の五項目が遍知の定義として言及されている。サンスクリット原語を回収する意図を兼ねて, ここで取り上げておく。

[MSABh][Lévi 57.8-11]<sup>(23)</sup>

parijñāniyato yaḥ parijñeye vastuni parijñeye 'rthe parijñāyām parijñāphale  
tatpravedanāyām ca / tatra parijñeyam vastu duḥkham / parijñeyo 'rthas  
tasyaivāṇītyaduḥkhaśūnyānātmatā / parijñā mārgah / parijñāphalam vimuktih /  
tatpravedanā vimuktijñānadarśanam /

「遍知の決択」とは, ①遍知されるべき主題事項と, ②遍知されるべき意味内容と, ③遍知と, ④遍知の果報と, ⑤それ(遍知の果報)を知らせるものとにおいて〔定められたの〕である。その中で, 遍知されるべき主題事項は苦〔諦〕である。遍知されるべき意味内容は同じそれ(苦〔諦〕)の無常・苦・空・無我である。遍知は〔八正〕道である。遍知

の果報は解脱である。それ（遍知の果報）を知らせるものは解脱知見である。

以上の五項目が、『解深密經』と、そして『釈軌論』と完全に一致していることは明白である。以下に一覧にして示す。

『釈軌論』	『解深密經』	『大乘莊嚴經論釈』
①なにが遍知されるべきか ②どのようにして遍知されるべきか ③遍知とはなにか ④遍知の果報とはなにか ⑤その果報を知らせるものとはなにか	①遍知されるべき主題事項 ②遍知されるべき意味内容 ③遍知 ④遍知の果報を得ること ⑤それ（遍知の果報）を知らせるもの	①遍知されるべき主題事項 ②遍知されるべき意味内容 ③遍知 ④遍知の果報 ⑤それ（遍知の果報）を知らせるもの

### 3.6 「經典の骨格」(sūtraśārīra)

本節では「要義」の定義用語である「經典の骨格」を取り上げる。「攝釈分」の冒頭、撰頌(uddāna)の直後に当該用語の定義がある。

[VyS][D hi 48a2-3; P yi 56b4-5]

de la mdo sde'i lus ni mdor bsdu na rnam pa gñis te / tṣig 'bru dañ don to //  
de la tṣig 'bru ni gnas yin la don ni de la gnas pa yin par rig par bya'o //  
de gñis ka bsdus pa ni śes par bya ba yin no //

---

1) la D : om. P

そのうち、經典の骨格は、要約すれば二種がある。文と義とである。

そのうち、文は所依であり、義はその能依であると理解すべきである。

その双方の総体が知られるべきもの（=經典の骨格）である。

「經典の骨格」は「文」と「義」（表現形式と意味内容）の二種類に分けられ、両者は後者が前者に依拠する関係であると簡潔に定義される。「攝釈分」では当該箇所以下、「文」の下位分類が六項目、「義」の下位分類が十項目に分類され、それぞれ詳細に定義されている。<sup>(24)</sup>註釈者にとってこれらの下位分類はそれ

それが經典解釈に際しての着眼点であるが、一方でこれらは經典解釈法の提示を主眼とした「攝釈分」の各主題でもある。そして、このように当該文献の全体構成を提示する「骨格」の用法は、ヴァスバンドゥの在世時には既に一般化していたはずである。例えば『中辺分別論釈』(Madhyāntavibhāgabhāṣya)冒頭における「論の骨格」(śāstraśārīra)は、ヴァスバンドゥ自身が言及する用例として参考になる。『中辺分別論釈』の冒頭では、次のように説かれている。

[MAVBh][NAGAO 17.6-12]

tatrāditah śāstraśārīram vyavasthāpyate.

lakṣaṇam hy āvṛtis tatvam pratipakṣasya bhāvanā /  
tatrāvasthā<sup>1)</sup> phalaprāptir yānānuttaryam eva ca //

ity ete saptārthā hy asmiñ chāstra upadiśyante. yad uta lakṣaṇam āvaranam  
tatvam pratipakṣasya bhāvanā. tasyām eva ca pratipakṣabhbāvanāyām avasthā  
phalaprāptiś ca yānānuttaryam ca saptamo 'rthaḥ.

1) NAGAO: tatra ca sthā.

そのうち、〔まず〕はじめに、論の骨格が個々に確立される。

相と、障礙と、真実と、対治を修習することと、

そ〔の修習〕の段階と、果報を得ることと、無上なる乗りものとがある。

以上、これらの七義が当該論書では解説される。すなわち、相と、障碍と、真実と、対治を修習することと、その同じ対治の修習における段階と、果報を得ることと、そして第七の義として無上の乗りものとがある。

以上の七義は、『中辺分別論』各章の主題に相当し、それらが一括され「論の骨格」と呼ばれている。いわば目次の役割を果たしているのであるが、このように論書の冒頭で予め当該文献全体の構成を示す用法は、枚挙に暇がない。そしてかかる内容をもつ「論の骨格」と「經典の骨格」は、全体構造を明示する点で共通する。したがって、当該文脈における「骨格」は、「全体構成」あるいは「目次」を指すものとみなすことができよう。なおスタイルマティは『中

辺分別論逐一解釈』(Madhyantavibhāgañikā)において、この「骨格」を「要義」と言い換えている(MAVT 6.3)。

また『中辺分別論釈』は各章（または各主題）の末尾に「要義」を置く構成を採っているが、この「要義」の用法も各章（または各主題）の「全体構成」あるいは「目次」を示すものである。そして『中辺分別論逐一解釈』第一「相品」、「虚妄分別」節の末尾には、次の言及がある。(ポールド体表記は『中辺分別論釈』本文であることを示し、イタリック体表記は写本欠落箇所に対する、校訂者の山口益による想定梵文であることを示す)

[MAVT][YAMAGUCHI 44.13-14]

pīṇḍārthaḥ punar abhūta-parikalpa-syeti vistareñārthanirdeśah  
sukhāvabodhārtham pīṇḍārthanirdeśo 'vismarañārthañ ca.

また虚妄分別の要義は云々は、意味内容の詳説を容易に理解するため、要義の詳説を忘失しないためである。

同じく第二「障品」註釈箇所の最後部には、次の言及がある。

[MAVT][YAMAGUCHI 109.5-6]

pīṇḍārtha-vaca-naṁ sukhodgrahaṇaḍadhāraṇārtham. pīṇḍīkṛtaṁ hi sukham  
udgṛhyate dhāryate ceti.

要義を語るのは、〔意味内容を〕容易に把握し記憶するためである。というのは、一縷めにされた〔意味内容〕は、容易に把握され、また記憶されるからである。

以上の言及から明らかであるように、ここでは「要義」の機能的側面が語られている。すなわち経であれ論であれ、学習対象の意味内容を(1)理解・把握し、(2)記憶して忘失しないようにするための工夫であるとする。

### 3.7 標挙・詳説あるいは略説・広説との関連

以上の二つの用例と類似した記述がヴァスバンドゥの『縁起経釈』(Pratītyasamutpādavyākhyā)にある。「標挙」(uddeśa)と「詳説」(nirdeśa)とを具えた『縁起経』の註釈である『縁起経釈』の冒頭で、ヴァスバンドゥが標挙と

詳説との関係を、ストラと注解との関係に喻える箇所である。(イタリック体表記は註釈対象である『縁起経』本文であることを示す)

[PSVY][Tucci 613.7-10 = Tucci 1971: 240.6-241.5]

ādir uddeśo nirdeśasya tatpūrvakatvāt. tena cādīyate yasmāt  
pratītyasamutpādah. <sup>1)</sup> vibhaṅgo nirdeśah. nirdeśa uddeśavacanam. uddeśasya  
sukhenārthagatyartham. nirdeśasyālpena yatnena sukham <sup>2)</sup> samdhāraṇārthañ ca.  
vr̥ttisūtrabhūtatvāt. evam hi svākhyāto bhavati. samāsato vyāsataś cākhyānāt.

1) Tucci: vibhaṅge. 2) Tucci 1970: 241: mukham.

「初分」は、標挙である。詳説はそ〔の標挙〕を前提とするからである。なぜなら、そ〔の標挙〕によって縁起は把握される。「分別」は、詳説である。詳説とは、標挙について語ることである。標挙は、容易に意味内容を理解するためである。そして詳説は、わずかな努力によって容易に〔意味内容を〕記憶するためである。〔例えば、〕注解とストラの如きものだからである。実に以上のようにすれば、善く解説されたもの(svākhyāta)となる。略説として、または広説として、解説されるから<sup>(25)</sup>である。

『縁起経釈註』(Pratītyasamutpādavyākhyātikā)においてグナマティは次のように註釈する。(ボールド体表記は『縁起経釈』本文であることを示す)

[PSVY][D chi 73b5-6; P chi 86a7-8]

de bas na **mdo lta bu** bsdus pa'i don mdor bstan pa yin pa **rnam 'grel pa lta bu**  
ñes par 'chad pas rnam par dbye ba byas na bde blag tu khoñ du chud par 'gyur  
ro //

したがってストラの如く(sūtrabhūta)、要義を要約的に説き、注解の如く(vṛttibhūta)、決択によって分類すれば、〔聴聞者をして法の意味内容を〕容易に理解させることになろう。

ここでは、『中辺分別論逐一解釈』において示された二つの機能(1)(2)がそれぞれ標挙と詳説の機能であること、また標挙と詳説の両者は相補的な関係であ

ることがわかる。

さらにグナマティの簡潔な註釈から、例えば *Prātimokṣasūtra* に代表される、本来的な意味での「ストラ」が「要義」を備えたものとして捉えられていたことがわかる。

さらにハリバドラの『現觀莊嚴光明論』(*Abhisamayālamkārālokā*) では、『釈軌論』の記述に基づき、『縁起経釈』の記述を敷衍した説明がなされている。

[AAĀ] [WOGIHARA 15.26-16.1; VAIDYA 277.18-20]

... pañcabhir ākāraih sūtram vyākhyātavyam ity vyākhyāyuktau nirṇītam ity abhihitam eva prayojanam. atah śrotṛjanasukhapratipattaye kṛtavibhāgārthasya ca śāstrasya sukaram vyākhyātrṇām vyākhyānam iti samāsanirdeśena piṇḍārthas tāvad abhidhīyate.

[……] 五つの相によって經典を註釈すべきであると『釈軌論』で確立されているから、「目的」こそが語られている。それから、聴聞者がたやすく〔意味内容を〕理解するため、そして、内容が〔正確に〕分類された論書は註釈者たちが容易に註釈するので、略説の説明によって、まずは要義が述べられる。

[AAĀ][WOGIHARA 16.17-18; VAIDYA 278.3-4]

samāsanirdiṣṭasya vyāsataś cākhyānāt svakhyātatvam iti punar api vyāsataḥ piṇḍārthaḥ bhidhīyate.

詳説された略説は、広説に基づく解説によって善く解説されたもの (svakhyātatva) のであるから、再度、広説として、「要義」が述べられる。

『縁起経釈』と『現觀莊嚴光明論』の記述から、「要義」は標榜（あるいは略説）と機能的に等価であること、同時に詳説（広説）を前提としていること、そしてその双方の完備が「善く解説されたもの」(svākhyāta, 阿含における教示としての法 (dharma) の第一形容詞) の要件であることがわかる。

## 4 註釈文献における「要義」の適用例

### 4.1 ヴァスバンドゥによる註釈文献における「要義」

全体の構成を示す役割をもつ「要義」は、ヴァスバンドゥ自身の手よりなる註釈文献<sup>(26)</sup>、さらには『釈軌論』の方法論に依拠した後代の註釈文献にその適用例が確認される。まず、ヴァスバンドゥに帰される『伽耶山頂經釈』(*Gayāśīrṣa-nāma-sūtra-vyākhyāna*)は、『伽耶山頂經』の「要約」(mdor bs dus pa, \*samkṣepa)<sup>(27)</sup>について、以下のように言及する。シャーキャブッディによる複註と共に示す。

[GŚVy][D ni 71b4-5; P ni 90a6-8]

mdor bs dus pa ni gleṇ gži daṇ mthun pa'i ñan pa po phun sum tṣogs pa daṇ / tiṇ  
ne 'dzin daṇ / rtogs pa po rnam par dag pa daṇ / brtag par bya ba'i dños po daṇ /  
bžeṇs pa daṇ / bstan pa daṇ / byaṇ chub sems dpa'i yon tan gyi mthu daṇ /  
spyod pa rnam par dbye ba'o //

要約は、①因縁に即した聞者の円満や三昧〔者〕と考察者の浄化と、②考察されるべき主題事項と、③発起(\*utthāna)と、④詳説(\*nirdeśa)と、⑤菩薩の功德の力量と、⑥行の分類である。

[GŚMVy][D ni 76b1-2; P ni 96b1-3]

Ga ya mgo'i ri'i mdo bṣad par 'dod pas slob dpon dByig gñen gyis mdo'i lus  
1)  
rnām par gžag pa'i phyir thog mar **mdor bs dus pa** žes bya ba la sogs pa smos  
te / mdor bs dus pa'i don bzlum pa gaṇ yin pa de mdor bs dus pa'o //  
de yaṇ gleṇ gži la sogs pa tha dad pas rnam pa dgu'o //

1) gžag D : bžag P

『伽耶山頂經』を註釈しようと望んだ軌範師ヴァスバンドゥは、經典の骨格を確立するために、最初に、要約云々と述べられた。要約された内容を一纏めにしたもの(\*piṇḍa)が「要約」である。

さらにそ〔の「要約」〕も、「因縁」などの違いにより、〔全部で〕六種類である。

複註者シャーキヤブッディがその「要約」を「經典の骨格」と註釈する点から、「要約」は「要義」と同一視してよいであろう。そしてヴァスパンドゥは、<sup>(28)</sup>「因縁」及びそれ以下の六項目を「要約」とみなす。『伽耶山頂經』の冒頭部および、当該經典の主題が「要約」として列挙されている。

#### 4.2 『釈軌論』以降の註釈文献における「要義」

本節では、『釈軌論』に由来する經典解釈法を採用した後代の註釈文献（大乗經典を対象とした）が言及する「要義」に着目する。カマラシーラの『金剛般若逐一解釈』（*Vajracchedikāṭīkā*）では『金剛般若經』の「要義」が次のように述べられる。

[VPT][TENZIN 232.19-21]

bsdus pa'i don ni mdor bsdus na rnam pa lṅga ste / 'di lta ste / gleñ gži dang / gleñ bslan ba dañ / sañs rgyas kyi gduñ rgyun mi 'chad par bya ba dañ / sgrub pa'i mtšan ŋid dañ / de'i gnas so //

〔『金剛般若經』の〕「要義」は、まとめれば五種類である。すなわち、①因縁（\*nidāda）と、②發端（\*upodghāta）と、③仏種不斷（\*buddhavam-śānucceda）と、④行の定義（\*pratipattilakṣaṇa）と、⑤そ〔の行の定義〕の根拠（\*tadāśraya）である。

同じくカマラシーラの『稻竿經逐一解釈』（*Śālistambakaṭīkā*）では、『稻竿經』の「要義」が次のように述べられる。

[ST][SCHOENING 451.1-8]

de la mdo sde 'di'i bsdus pa'i don ni rnam pa bdun te / gleñ gži dang / gleñ bslan ba dañ / yoñs su śes par bya ba'i dños po dañ / yongs su śes pa dañ / yoñs su śes pa'i 'bras bu dañ / de ji ltar yoñs su śes par bya ba dañ / mdo sde'i dgos pa'o //  
そのうち当該の經典の「要義」は七種類である。①因縁と、②發端と、③遍知されるべき主題事項と、④遍知と、⑤遍知の果報と、⑥そ〔の果報〕をどのようにして遍知すべきかと、⑦經典の目的とがある。

ヴィーリヤシュリーダッタの『決定義經註』（*Arthaviniścayanibandhana*）では、

『決定義經』の「經の骨格」が次のように述べられる。

[AVN][SAMTANI 74.8-11]

uktam sūtraśārīram

ādīvākyam upodghāta uddeśah saprayojanah /  
nirdeśah sānusandhiś ca sarvasūtrārthaśaṁgrahah //  
iti saṁgrahaślokaḥ. idam sūtrasya śārīram.

經典の骨格が説かれる。

①冒頭のことば（=因縁）と、②発端と、③標題と、④目的と、

⑤詳説と、⑥次第〔の六つ〕が、經のあらゆる内容の総括である。

以上が総括偈である。これが〔当該の〕經典の骨格である。

カマラシーラおよびヴィーリヤシュリーダッタが『釈軌論』を参照していた事実に疑いはなく、そして上記三文献はすべて、「因縁」及び「発端」を「要義」に含めている点で共通する。<sup>(29)</sup>「因縁」と「発端」はいずれも經典冒頭部の区分名であり、各註釈者が「発端」以下に列挙する項目は当該の經典における各節の主題、あるいは別の観点から見れば目次に相当する。したがって後代の註釈者らによっては、かかる各節の主題／目次が「要義」と捉えられていたことになる。<sup>(30)</sup>これは『伽耶山頂經釈』とも一致している。

さらに他の註釈文献に眼を向けてみると、『八千頌般若』の内容を 32 の要義に纏めたディグナガの初期作『般若波羅蜜多要義論』(*Prajñāpāramitāpiṇḍartha*)など、註釈文献の名称（あるいはそれらが採用する註釈方法論の呼称）に用いられてもいる。この、*Vyākhyā* や *Tikā* などと並ぶ註釈法としての *Piṇḍartha* は、上述した註釈文献における「要義」の用法（主題の列挙／目次）を別出したものと推測される。

結論的に言えば、上に取り上げた註釈文献（大乗經典を対象とした）における「要義」は、本稿の 2.3 で取り上げた「[經の] 内容の主題」との定義、および 3.6 で取り上げた「經典の骨格」の用法に即していると言える。

### 4.3 チベット撰述註釈文献における「要義」

本節ではチベット撰述註釈文献における「要義」について少しく言及する。西沢史仁によれば、ゴク翻訳官ロデンシェーラブ (rNog lo tsā ba Blo ldan shes rab, 1059–1109) による註釈文献には、解説 (rnam bżad) と要義 (bsdus don / don bsdus) という二つの著述方式がある。前者は原典に対するより詳細な註釈を、後者は (a) 原典に対するより簡略な註釈、あるいは (b) 科段を集成した作品を指す(西沢 [2011 : 145–147])。

1. 解説 (rnam bżad) : 原典に対するより詳細な註釈

2. 要義 (bsdus don / don bsdus) :

(a) 原典に対するより簡略な註釈

(b) 科段 (科文) を集成した作品

サンプ寺系の学者を中心として流布したこの方式のうち、2. 要義について、JACKSON [1993 : 4–5] は『釈軌論』の「要義」(第一解釈) が起源であると述べ、KANO [2008 : 140–42] と HUGON [2009 : 57ff.] とがこれを追認している。しかし、その起源をあえて『釈軌論』に見出す必要はないと思われる。というのも『釈軌論』における簡潔な定義を見る限り、「要義」の用法が『釈軌論』以前に流通していたことは明白である。またこれらの諸研究は第一定義に起源を求めているが、ゴク翻訳官の著作方式に一致するのはむしろ第二解釈である。そして、(b) の起源を、『中辺分別論釈』やインド後代における註釈文献に採用された「要義」、すなわち「〔経の／論の〕骨格」「〔経の／論の〕内容の主題」に求めることはおそらく可能であろう。つまり、当該文献の全体構成を明示する目次の役割を果たす *uddāna* や「骨格」(*śarīra*) などが科段 (科文, *sa-bcas*) へと展開したと考えるのも可能ではなかろうか。

## 5 おわりに

以上の考察をまとめると、既に「撰釈分」(および『顯揚聖教論』)において「要義」が提示されていた点から、ヴァスバンドゥが『釈軌論』を制作するに先立

って「要義」というカテゴリーは存在していた。さらに、「要義」の定義用語として用いられる「経典の骨格」という、当該文献の全体構造の把握法も存在していた。そして「遍知」を視点とした五項目も既に『解深密經』等において提示されていた。以上の点から推測するに、『釈軌論』における第一解釈の独自性は、「撰釈分」における第一定義には従わず、「遍知」を視点とした用法を「要義」の定義内容に盛り込んだ点にある。そしてその際に「撰釈分」最後部における六相による経典解釈法が参照されたと推測される。さらに第二解釈については「撰釈分」の第二定義をそのまま踏襲した。ヴァスバンドゥは、当時の出家修行者では誰もが知るところの *Samyuktāgama*, *Pañcopādānakandhika* に属する第1経を例証として、以上の来歴をもつ「要義」をまとめ上げたと推測される。

第一解釈は「遍知」に視点して経文の主題を抽出するのに対し、第二解釈は経文に確認される術語をそのまま抜き出して「要義」とする。そしてこの二つの解釈は、相補的とまでは言えないものの、一つの事柄を二つの視点から考察する方法論であり、明確な対応関係をもつ。ただしこれは第一解釈を適用しうる経典の解釈に限られる。第一解釈を適用しうる経典は決して多くはないであろう。

一方で後代の註釈文献においては、当該文献の全体構成を目的的に示す用法としての「要義」が採用されている。したがってこの点から、経典の構成要素、あるいは経典の各主題を抽出する用法も「要義」の用法であると言えよう。

#### 略号と参考文献

- D Derge(sDe dge) blockprint edition of the Tibetan Tripitaka.  
HONJŌ no. 本庄 [1984a] における『俱舍論』および『ウパーイカ』所依阿含の通し番号。  
L LEE Jong Chael's Tibetan edition of the *Vyākhyāyukti* = LEE [2001].  
Ms Manuscripts.  
P Peking (Kangxi 1717/20) edition of the Tibetan Tripitaka kept in the Otani University, Kyoto.  
SĀ(VP) LA VALLÉE POUSSIN [1913].  
SHT Ernst WALDSCHMIDT et al., *Sanskrithandschriften aus den Turfanfund*. Wies-

- baden / Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 1965ff.
- SKhŚ no. 筆者が付した *Vyākhyāyuktisūtrakhaṇḍaśata* 所依阿含の通し番号。
- SWTF Heinz BECHERT et al., *Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfan-Funden und der kanonischen Literatur der Sarvāstivāda-Schule*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1973ff.
- T 高楠順次郎, 渡邊海旭 [編], 大正新脩大藏經。東京：大正新脩大藏經刊行會, 1924–1932。

## 一次文献

パー① 仏典の略号については *A Critical Pāli Dictionary* の Epilegomena に従う。

パー① 仏典は全て The Pāli Text Society 版を用いる。

- AAĀ *Abhisamayālaṅkarāloka* (Haribhadra): WOGIHARA UNRAI (Ed.), Tokyo 1932–1935; P.L. VAIDYA (Ed.), Darbhanga 1960.
- AAv *Abhidharmavatāra* (Skandhila?): D no. 4098; P no. 5599; T no. 1554.
- AKBh *Abhidharmaśabdhāya* (Vasubandhu): Pralhad PRADHAN (Ed.), Patna 1967.
- AKVy *Sphuṭārthā Abhidharmaśavyākhyā* (Yaśomitra): WOGIHARA Unrai (Ed.), Tokyo 1932–1936.
- AS *Abhidharmaśamuccaya* (Asaṅga?): D no. 4049; P no. 5550. Sanskrit Fragments and Reconstructed: Pralhad PRADHAN (Ed.), Santiniketan 1950.
- ASBh *Abhidharmaśamuccayabhāṣya* (Jinaputra?): Nathmal TATIA (Ed.), Patna 1976.
- ASBh(Tib.) *Chos mion pa kun las btus pa'i bśad pa*. D no. 4053; P no. 5554.
- AVN *Arthaviniścayanibandhana* (Viśyāśrīdatta): Narayan Hemandas SAMTANI (Ed.), Patna 1971.
- Dhsk *Dharmaskandhaka*. Siglinde DETZ (Ed.), Göttingen 1984.
- GŚVy *Gayāśīrṣasūtravyākhyāna* (Vasubandhu): D no. 3991; P no. 5492.
- GŚMVy *Gayāśīrṣasūtramiśrakavyākhyā* (Sākyabuddhi): D no. 3992; P no. 5493.
- LPr *Lokaprajñapti*. D no. 4086; P no. 5587.
- MAVBh *Madhyāntavibhāgabhāṣya* (Vasubandhu): NAGAO Gadžin (Ed.), Tokyo 1964.
- MAVT *Madhyāntavibhāgaśīkā* (Sthiramatī): YAMAGUCHI Susumu (Ed.), Nagoya 1934.
- MSABh *Mahāyānasūtrālaṅkarabhāṣya* (Vasubandhu): Sylvain Lévi (Ed.), Paris 1907.
- Mvy(IF) *Mahāvyutpatti*. ISHIHAMA Yumiko and FUKUDA Yōichi (Eds.), Tokyo 1989.
- NidSa *Nidānasanyukta*. Chandrabhāl TRIPĀTHI (Ed.), Berlin 1962.
- ParyS *Paryāyasamgrahaṇī*: D no. 4041; P no. 5542.
- PSVy *Pratītyasamutpādavyākhyā* (Vasubandhu): TUCCI [1930] (= [1971]).
- PSVyT *Pratītyasamutpādādvibhaṅganirdeśāśīkā* (Guṇamatī): D no. 3996; P no. 5497.
- SĀc The Chinese Translation of the *Samyuktāgama*. 『雜阿含經』 (no. 99).
- SBhV *Saṅghabhedavastu*. Raniero GNOLI (Ed.), Roma 1977, 1978.
- SKhŚ *Vyākhyāyuktisūtrakhaṇḍaśata*. D no. 4060; P no. 5561.
- SNS *Sanḍhinirmocanastūtra*. Étienne LAMOTTE (Ed.), Louvain 1935.

- ŚT *Śālistambakaṭīkā* (Kamalaśīla): Jeffrey D. SCHOENING(Ed.), Wien 1995.
- TA *Abhidharmakośatīkā-tattvārthā-nāma* (Sthiramati): D no.4421; P no.5875.
- VastuS *Vastusamgrahaṇī*: D no.4039; P no.5540.
- ViniśS *Viniścayasaṃgrahaṇī*: D no.4038; P no.5539.
- VPT *Prajñāpāramitāvajracchedikāṭīkā* (Kamalaśīla): Pema TENZIN (Ed.), Varanasi 1994.
- VyS \**Vyākhyāsaṃgrahaṇī*: D No. 4042; P No. 5543.
- VyY *Vyākhyāyukti* (Vasubandhu): D no.4061; P no.5562; LEE [2001].
- VyYT *Vyākhyāyuktīṭīkā* (Guṇamatī): D no.4069; P no.5570.

## 二次文献

青原令知

2012 「『業施設』和訳研究（1）：第1章第1節（付：『故思經』諸本対照テキスト）」  
『龍谷大學論集』479: 9-33.

上野牧生

2009 「『釈軌論』の經典註釈法とその典拠」『佛教學セミナー』89: 1-21.  
2012 「『釈軌論』における阿含經典の語義解釈法（2）」『佛教學セミナー』95: 1-35.

小谷信千代・本庄良文

2007 『俱舍論の原典研究隨眠品』東京：大藏出版。

櫻部 建

1997 『増補 佛教語の研究』京都：文栄堂書店。

長尾雅人

2007 『『大乘莊嚴經論』和訳と註解長尾雅人研究ノート』Vol.2, 京都：長尾文庫。

西沢史仁

2011 『仏教論理学の形成と展開—認識手段論の歴史的変遷を中心として—』, 全四巻,  
東京大学 [博士学位論文]。

野澤靜証

1957 『大乘佛教瑜伽行の研究：解深密經聖者慈氏章及び疏の譯註』京都：法藏館。

福田 琢

1999 「加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』（2）」『同朋佛教』35: 27-43.

舟橋一哉

1969 『原始佛教思想の研究縁起の構造とその實踐』改訂4刷, 京都: 法藏館。(初版: 1952)

1987 『俱舍論の原典解明 業品』京都: 法藏館。

細田典明

1993 「『雜阿含經』の伝える先尼外道」『印度哲学仏教学』8: 63-83.

堀内俊郎

2004 「『釈軌論』における三三昧—『声聞地』との比較を通じて—」『インド哲学仏教学研究』11: 57-70.

2009 『世親の大乗仏說論—『釈軌論』第四章を中心に—』東京: 山喜房佛書林。

本庄良文

1984a 『俱舍論所依阿含全表 I』京都: 私家版。

1984b 「シャマタデーヴァの俱舍論註一根品(7) —」『密教学研究』16: 1-16.

1985 「阿含と俱舍論一界品(2) —」『南都仏教』54: 1-17.

1986 「釋軌論の百の經片」, 未出版。

1989a 『決定義經・註: 梵文和譯』京都: 私家版。

1989b 「シャマタデーヴァの伝へる阿含資料—「賢聖品」(1) —」『三康文化研究所紀要』21: 1-29.

2001 「『釈軌論』第一章(上) 一世親の經典解釈法—」『香川孝雄博士古稀記念論集: 仏教学淨土学研究』京都: 永田文昌堂, 107-120.

向井 亮

1989 「法の聴聞と思惟」『藤田宏達博士還暦記念論集: インド哲学と仏教』京都: 平樂寺書店, 497-516.

1996 「『瑜伽師地論』「撰釈分」「撰異門分」の結構—uddāna 頌による科判—」『今西順吉教授還暦記念論集: インド思想と仏教文化』東京: 春秋社, 369-380.

山口 益

1959 「世親の釈軌論について」『山口益仏教学文集』下, 東京: 春秋社, 1973, 153-188.

CHUNG, Jin-il (鄭鎮一)

2008 *A Survey of the Sanskrit Fragments Corresponding to the Chinese Samyuktāgama*. Tokyo: The Sankibō Press.

2009 "Ein drittes und ein viertes Daśabala-Sūtra," *Annual of the Sanko Research Institute for*

*the Studies of Buddhism* 40: 1–32.

HUGON, Pascale

2009 “Phya pa chos kyi seng ge’s synoptic table of the Pramāṇaviniścaya,” *Sanskrit Manuscripts in China*. Beijing, 47–88.

JACKSON, David

1993 “rNog Lo tsā ba’s Commentary on the Ratnagotravibhāga,” *Theg chen rgyud bla ma'i don bsdus pa: Commentary on the Ratnagotravibhāga by rNog Lo tsa ba Blo ldan ses rab* (1059–1109). Dharamsala: Library of Tibetan Works and Archives, 1–49.

KANO, Kazuo (加納和雄)

2008 “rNog Blo ldan shes rab’s Topical Outline of the *Ratnagotravibhāga* Discoverd at Khara Khoto,” *Contributions to Tibetan Literature*. Halle: International Institute for Tibetan and Tibetan Studies, 127–194.

LA VALLÉE POUSSIN, Louis de

1907 “Mss. Cecil Bendall,” *Journal of Royal Asiatic Society* 1907: 375–379.

1913 “Documents Sanscrits de la Seconde Collection M. A. Stein,” *Journal of Royal Asiatic Society* 1913: 569–581.

LEE, Jong Choel (李鐘徹)

2001 *The Tibetan Text of the Vyākhyāyukti of Vasubandhu, critically edited from the Cone, Derge, Narthang and Peking editions*. Tokyo: Sankibo Press.

MUROJI Yoshihito-Gijin

1993 *Vasubandhus Interpretation des pratītyasamutpāda: eine kritische Bearbeitung der Pratītyasamutpāda-vyākhyā, Saṃskāra- und Vijñānavibhangā*. Alt- und Neu-indische Studien 43. Stuttgart: Franz Steiner.

NANCE, Richard F.

2012 *Speaking for Buddhas: Scriptural Commentary in Indian Buddhism*. New York: Columbia University Press.

TUCCI, Giuseppe

1930 “Fragment from the Pratītyasamutpāda-vyākhyā of Vasubandhu,” *Journal of Royal Asiatic Society* 1930: 611–630. (Reprint: *Opera Minora* parte I, Roma 1971, 277–304).

VERHAGEN, Pieter C.

2005 "Studies in Indo-Tibetan Buddhist Hermeneutics (4): The *Vyākhyāyukti* of Vasubandhu," *Journal Asiatique* 293: 559–602.

### Notes

- (1) 山口 [1959: 170, n.1]。併せてパーリ平行経の SN 22.15 = SN III 22 も挙げられている。
- (2) 本稿の Appendix A における『雜阿含經』第1経と『釈軌論註』所引経文との対照を参照。
- (3) 舟橋 [1969: 93, 158] は、『雜阿含經』第1経（および SN 22.12–14 = SN III 21.6–17）に説かれる如実知見→厭離→離染→解脱→解脱知見という実践過程を描く定型句を、「原始仏教の実践道として最も代表的な型」とみなす。
- (4) 各相の間にある相関関係については、実際のところ、『釈軌論』全体を通してみても、明示的な説明は与えられていない。
- (5) 舟橋 [1969: 161 and n.5]。
- (6) 阿含の中には「遍知」を主題とする経が幾つか存在する。
  - ・『雜阿含經』第 72 経; SN 22.23–24 = SN III 26; SN 22.106 = SN III 159–160.
  - ・『雜阿含經』第 112 経; SN 23.4 = SN III 191.なお『雜阿含經』第 72 経は「撰事分」(VastuS D zi 167b7–168a3; P hi 191a3–6; T30, 790c13–20)において註釈されている。
- (7) ヤショーミトラは断遍知（断が遍知の結果であること）の経証として当該經典を引用している。
- (8) 「撰釈分」当該箇所は『顯揚聖教論』(T31, 539a5–8) と同文である。
- (9) 「撰釈分」当該箇所は『顯揚聖教論』(T31, 542b27–c2) と同文である。
- (10) 三学の正行を包摂する「四種の瑜伽」とは、「撰事分」(『雜阿含經』第 816 経の平行経に対する註釈箇所)によれば、「下正行」(sgrub pa chuṇ ḥu), 「中正行」(sgrub pa 'briṇ), および二つの「上正行」(sgrub pa chen po) を指す (VastuS D zi 332b1; P hi 378b1; T30, 867a21)。
- (11) 『雜阿含經』第 816 経から第 825 経に平行する、「三学」を主題とした經典が解釈例であると推測されるが、特定できていない。
- (12) 「撰釈分」における第二定義と『釈軌論』における第二解釈は、ともに「要義」と目される術語が当該議論箇所の要点を担う点で共通する。なお『釈軌論』では經文中の術語が「要義」とされるのに対し、「撰釈分」ではそうではない。したがって、必ずしも經文中から摘出された語句のみを「要義」とみなす必要はないことになる。
- (13) 「撰釈分」当該箇所は『顯揚聖教論』(T31, 544c19–26) と同文である。
- (14) 「先〔に説明した〕如き〔五つの〕相」とは、先に言及した「撰釈分」冒頭における「法」、「等起」、「義」、「論難・答釈」、「次第」からなる解釈法を指す。上野

- 〔2009：8-9〕を参照。
- (15) 当該箇所と接続する内容をもつ議論が「摂事分」(VastuS D zi 133a4-b3; P hi 149b6-150a7; T30, 775b2-18)にあり、そこでは智果としての「厭離」「離欲」「解脱」「遍解脱」が定義されている。
- (16) 「摂異門分」(ParyS D hi 31b5-32a1; P yi 37b5-38a1; T30, 764b28-c7)に当該経文の註釈がある。
- (17) Cf. PRADHAN's Restored 103.9-11: vyākhyāviniścayaḥ katamah. yena sūtrāntān vyācaṣte. sa punaḥ katamah. samkṣepena ṣadvidhaḥ. pariṣṇeyavastu pariṣṇeyo 'rthaḥ pariṣṇopaniṣad pariṣṇā pariṣṇāphalam tatpravedanā ca.
- (18) 『阿毘達磨集論釈』が提示する五相は「目的」(prayojana), 「語義」(padārtha), 「次第」(anusandhi), 「意趣」(abhiprāya), 「論難・答釈」(codyaparihāra)であり、「要義」は含まれていない。上野〔2009：12〕を参照。
- (19) 野澤〔1957：268〕に『解深密經』当該箇所の和訳がある。なお当該箇所は「摂決択分中菩薩地」(Viniś D zi 72b3-5)に相当する。両者は逐語的に一致する。
- (20) 還元梵語はSNS LAMOTTE 102.18-19に基づく。ただし yoñsu śes paの原語として pariṣṇānaを想定する点と、de rab tu rig par byed paの原語として tatprajñāpanaを想定する点とについてはLAMOTTEに従わず、ASBh 142.7およびMSABh 57.8-11とに即してそれぞれ pariṣṇā, tatpravedanāと原語を想定した。
- (21) 「遍知されるべき主題事項」について、上記引用箇所の直後に『解深密經』自身が「蘊」「内外処」などを指すと解説する(SNS 102.20-24; 野澤〔1957：268-9〕)。「蘊」「内外処」などを指す「事／主題事項」(\*vastu)とは、『雜阿含經』の九事(①蘊, ②処, ③縁起, ④食, ⑤諦, ⑥界, ⑦仏及び仏弟子の所説, ⑧念住, ⑨八衆), すなわち『瑜伽師地論』「摂事分」の主題事項に相当しよう。『雜阿含經』及び「摂事分」の九事の詳細については向井〔1989：10f.〕参照。
- (22) 『顯揚聖教論』T31, 502b29-c4: 五種義者。一所遍知事。二所遍知義。三應知遍知。四得遍知果。五受用遍知果。所遍知事者。謂一切所知事。若諸蘊事。若内處事。若外處事如是等。所遍知義者。謂盡一切種如所應知。
- (23) 長尾〔2007：42, 44〕に『大乘莊嚴經論釈』当該箇所の和訳と注解とがある。
- (24) 「摂釈分」では、「文」の下位分類が六項目、「義」の下位分類が十項目に分類され、それぞれ詳細に定義されている。「摂釈分」当該箇所のシノプシスは向井〔1996：375〕参照。
- (25) 『縁起経釈』当該箇所は、ほぼ逐語的に『決定義経註』に援用されている(AVN 73.4-10; 本庄〔1989a：40-41〕)。
- (26) 『十地經論』『縁起経釈』などには「要義」が明示されていないように見受けられるため、以下に『伽耶山頂経釈』を取り上げる。
- (27) 『伽耶山頂経逐一解釈』はサンスクリット写本の存在が確認されている。
- (28) 少なくとも8世紀のシャーキャブッディによっては、『伽耶山頂経釈』がヴァスバンドゥの著作とみなされていた。しかし、もし当該文献がヴァスバンドゥの手によるものであれば、なぜ、当該箇所で「要義」ではなく「要約」という方法を用い

たのか、疑問が生ずる。当該箇所で用いられている用法は、後代の註釈文献と照らし合わせてみても、明らかに「要義」の用法とみなしうる。そうであるとすれば、『伽耶山頂經釈』は『釈軌論』以前に作成されたものなのだろうか。それともヴァスベンドゥの真作ではないのであろうか。

- (29) 「因縁」(nidāna) は “evam mayā śrutam ekasmin samaye bhagavān ... viharati sma” にはじまり、「声聞の美質」(śrāvakaguṇa, “sarvair arhadbhīḥ ksīṇāśravair ...” よりはじまる定型表現) から説法處に集う菩薩たち名前の列挙までの範囲を指す。続く「発端」(upodghāta) は、世尊との対話の相手を務める対告衆が当該經典の主題を象徴する問い合わせを世尊に發し、それに対して世尊が当該經典の主題を象徴する答えを与える箇所を指す。
- (30) ただし『稻竿經』の「要義」に関するカマラシーラの解説は例外的であり、ここでは明らかに「要義」の第一定義が敷衍されている。ゆえに註釈対象となる經典の内容に即した「要義」の定義が適用されたものと推測される。

## Appendix A 『雜阿含經』第1經

本付論では、『雜阿含經』第1經と、『釈軌論註』の「要義」註釈箇所で引用された *Samyuktāgama* 第1經（本稿3頁に既出）との対照を示す。『釈軌論註』<sup>1)</sup> 所引經の所属部派は不明であるが、『雜阿含經』第1經とよく一致する。なお第1經の末尾に「如觀無常苦空非我、亦復如是。」とあり（右頁の〔E〕を参照）、同じく第1經の攝頃 uddāna が「無常及苦空 非我」<sup>2)</sup> であることからも推察されるように、第1經では「およそ無常であるものは苦である」と説く經典（SN 22.13と対応）、同じく「空である」と説く經典（パーリニカーヤに対応なし）、「非我である」と説く經典（SN 22.14と対応）とが省略的に言及されている（あるいは簡略化されていると言うべきか）が、『釈軌論註』所引箇所からもこの省略箇所は回収できない。第1經の平行資料は、パーリ平行經である SN 22.12-14 (= SN III 21, aniccam dukkham anattā ca) の他、CHUNG [2008: 41] によれば、LA VALÉE POUSSIN [1913]<sup>3)</sup> における所属部派不明のサンスクリット断簡と、ウイグル

1) グナマティの『釈軌論註』に引用された阿含經典群が有部阿含ではない可能性がある点については上野 [2012: 31, n.36] を参照。

2) T2, 1c20: 無常及苦空 非我正思惟 無知等四種 及於色喜樂

3) SĀ(VP) 5 (BL Or.8212/103A+B, Stein KHA ii.8.a)+SĀ(VP) 2 (BL Or.8212/103A+B,

語訳断片とが現存する。しかし管見した限り、LA VALLÉE POUSSIN [1913] におけるサンスクリット断簡の中に、SN 22.12 と、すなわち『釈軌論註』所引箇所と平行する箇所は一箇所のみである (no.4 を参照)。このサンスクリット断簡は主に SN 22.13-14 と、すなわち上述した第 1 経の省略箇所と平行する。

『雜阿含經』第 1 経 (T2, 1a6-15)

*Vyākhyāyuktiṭīkā*

(VyYT D si 146a1-4; Pi 9a7-b7)

ø

[A] 如是我聞、一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。

[B] 爾時世尊告諸比丘、當觀色無常。如是觀者、則爲正觀。正觀者則生厭離。厭離者喜貪盡、喜貪盡者說心解脫。

[C] 如是觀受想行識無常、如是觀者、則爲正觀。正觀者則生厭離。厭離者喜貪盡。喜貪盡者說心解脫。

[1] dge sloṅ dag gzugs yod pa 'di la mi rtag par yañ dag par rjes su lta ba de la ni yañ dag pa'i lta ba de 'byuñ ste / yañ dag par mthon na skyo žin dga' ba zad pa'i phyir 'dod chags zad par 'gyur la / dga' ba dañ 'dod chags zad pa las sems ſin tu rnam par grol ba yin no žes smra'o //

[2] dge sloṅ dag dge sloṅ tṣor ba dañ / 'du šes dañ / 'du byed rnam dañ / rnam par šes pa yod pa 'di la mi rtag par yañ dag par rjes su lta ba de la ni yañ dag pa'i lta ba de 'byuñ ste / yañ dag pa mthon na skyo žin dga' ba zad pa'i phyir 'dod chags zad par 'gyur la / dga' ba dañ 'dod chags zad pa las sems rab tu

Stein KHA i.1.c) + SĀ(VP) 15 (BL Or.8212/103A+B, Stein KHA ii.9.a), Recto 1-5.

SĀ(VP) Recto 1-3 ≈ SN 22.12 ≈ [A] - [D].

SĀ(VP) Recto 3 ≈ SN 22.13 ≈ [E] (苦).

SĀ(VP) Recto 4f. ≈ SN 22.14 ≈ [E] (非我).

4) SĀ (VP) 5, (2): virajyate virakto vimucyate vimuktasya vimuktam eva ...

[D] 如是比丘、心解脫者、若欲自證、則能自證、我生已盡、梵行已立、所作已作、自知不受後有。

[E] 如觀無常苦空非我、亦復如是。

[F] 時諸比丘聞佛所說、歡喜奉行。

rnam par grol ba yin no žes smra'o //

[3] de ltar dge sloň sems yaň dag par  
śin tu rnam par grol na / gal te 'dod na  
bdag ſnid kyis bdag ſnid la bdag gi skye  
ba zad do // tſaňs par spyod pa spyad  
do // bya ba byas so // 'di las srid pa  
gžan mi šes sožes luň ston par byed  
do //<sup>5)</sup>

ø

ø

---

5) Cf. SWTF Band II S.148, s.v. *kṣīṇa*. kṣīṇā me jātiḥ, uśitam brahmacaryam, kr̥tam karaṇīyam, nāparam asmād bhavam̄ prajānāmī.

## Appendix B 『釈軌論』関連文献（第二章）に引用された

### *Samyuktāgama*

本付論では、『釈軌論』第二章と、『釈軌論註』第二章と、『釈軌論』学習用の阿含引用集である『釈軌論の百の経片』（*Vyākhyāyuktisūtrakhaṇḍaśata*, 以下『百経片』<sup>1)</sup>）との三文献に引用された *Samyuktāgama* のうち、出典ないし平行例を確認し得た 56 例の一覧を示す。記載順序、および使用する略号は次のとおりである。

1. 『釈軌論』第二章における「節」（§）
2. 『雜阿含經』（no.99）の「経番号」と、「大正新脩大藏經における位置」  
(卷番号は省略する)
3. 『釈軌論』第二章（VyY）の「デルゲ版（D śi）、北京版（P si）における位置」
4. 『釈軌論註』第二章（VyYT）の「デルゲ版（D si）、北京版（P i）における位置」

1) 『釈軌論』第二章とその姉妹文献である『百経片』との関連については上野 [2012: 27] にて簡潔に論じたが、以下にそれを再述する。ヴァスバンドゥ自身が『釈軌論』の中で引用する経文を「経片」（*sūtrakhaṇḍa*）と呼んでおり、本書はその経片を 100 例以上集めた引用集であるため *sūtrakhaṇḍaśata* と命名されたと推測される。『百経片』は、『釈軌論』に引用された経文と同一箇所の引用経文を羅列した引用集である。引用経文は全 109 例あり、最初の 1 例は『釈軌論』第一章冒頭に、残りの 108 例は第二章に引用される経文である。なお『釈軌論』第二章の内容は 103 例からなる「経片」の語義解釈であり、第二章（103 例）と『百経片』（108 例）とで引用数が異なるのは、第二章にて引用されつつ解釈対象とされていない経文も、『百経片』に含まれている（引用されている）からである。『百経片』所引経文の引用範囲は、多くの用例では『釈軌論註』と一致するものの、しかし相違する例もまた少なくない。さらに『百経片』『釈軌論』『釈軌論註』に引用される経文間には異読も多い。したがって『百経片』は、『釈軌論』あるいは『釈軌論註』から所引阿含のみを抽出して作成された文献ではない。『百経片』はいづれかの阿含に基づいている。かかる点から、『百経片』は『釈軌論』（特に第二章）学習用の阿含引用集であったと推測される。なお北京版テンギュルのみがその著者をヴァスバンドゥに帰している。

5. 『百経片』(SKhŚ) における所引阿含の「通し番号」(no.) と、「デルゲ版 (D śī), 北京版 (P śī) における位置」
6. 有部阿含・有部律・有部論書における「平行文献」とその「テキストにおける位置」、あるいは「関連研究の所在」、あるいは「『釈軌論』『釈軌論註』にて言及された經典の名称」

『釈軌論』に確認されつつ、『釈軌論註』『百経片』に確認されない引用例（あるいはその逆の引用例）などについては、該当箇所に「ø」を記す。また、上記三文献における引用範囲は重複しつつ僅かに異なる。したがって表中の『雜阿含經』の位置は、主に最も引用範囲が広い『釈軌論註』に対応する。ただし『釈軌論註』における引用を欠く用例についてのみ、『釈軌論』に対応する。なお、『釈軌論』第二章について LEE [2001] は校訂ミスが多く、さらに分節箇所の誤りも少なくないため、混乱を招くことを恐れて LEE [2001] の該当箇所を指示しない。

なお『百経片』については、本庄良文教授（佛教大学）による未公表の全訳研究がある（本庄 [1986]）。筆者は本庄教授よりこの全訳研究の提供を受け、その成果を全面的に活用して以下に示した出典比定を円滑に行うことができた。さらに当該研究には出典ないし平行例の指摘も多数含まれている。当該一覧の脚注において「本庄良文教授による御教示」と記されている用例は、本庄 [1986] において既に出典ないし平行例が指摘されている用例であることを示す。

貴重な研究をご提供下さり、またその使用をお許し下さった本庄良文教授に甚深の謝意をここに表する。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§8	第 1248 経. 342c8	D sī 44b7, P si 51a4	ø	ø	AVN 251.3 <sup>2)</sup>
§8	第 1356 経. 372b15-16	D sī 44b7, P si 51a4-5	ø	ø	AKBh 314.2; AVN 251.3-4 <sup>3)</sup>
§9	第 828 経. 212b19-c6	D sī 45a7, P si 51b5-6	D sī 165a5-b1, P i 31a7-b3	no.10.2, <sup>4)</sup> D sī 18a6-b1, P si 19b8-20a4	*Gardabhasūtra <sup>5)</sup>
§11	第 243 経. 58b28-c2	D sī 46a2, P si 52b2	D sī 166b4-5, P i 33a1-3	no.12, D sī 18b2-3, P si 20a5-7	Dhsk 10r7-8 <sup>6)</sup>
§12	第 108 経. 34a11-12	D sī 46a7, P si 53a2	D sī 167a6-7, P i 33b5-7	no.13, D sī 18b3-5, P si 20a7-8	<sup>7)</sup>

2) VyY D 44b7, P 51a5: *bdud rtsi'i sgo ni phye mdzad ciñ // drañ po'i lam ni rab tu bstan //*  
 SĀc 342c8: 開示甘露門 顯現正真道

AVN 251.3: *vivṛtam hy amṛtadvāram rjumārgah prakāśitaḥ*

3) VyY D 44b7, P 51a4-5: *drañ po ci že na / 'phags pa'i lam mo //*  
*gya gyu ba ci že na / lta ba sdig pa can no //*

SĀc 372b15-16: 云何名爲直 謂聖八正道 云何名爲曲 曲者唯惡徑

AKBh 314.2: *kim kuṭilam pāpika dṛṣṭir*

AVN 251.3-4: *kim rju āryamārgah, kim kuṭilam pāpakā dṛṣṭir*

なお LEE [2001: 45.22-23] は *drañ po ci že na / 'phags pa'i lam mo //* を『釈軌論』の本文とみなしているが、經文である。

4) SKhŚ no.10 は二つの異なる經文が合成されていると推測されるため、便宜的に前者を SKhŚ no.10.1、後者を SKhŚ no.10.2 とする。

5) VyYT D si 165a5-b1, P i 31a7-b3 (T2, 212b19-26 に相当) と、SKhŚ no.10.2, D sī 18a6-b1, P si 19b8-20a4 (T2, 212b28-c6 に相当) とを総合すれば、『雜阿含經』第 828 経のほぼ全体に相当するチベット語訳資料が得られる。当該經典は『釈軌論』『釈軌論註』において *Lui bon gi mdo (\*Gardabhasūtra)* と呼ばれている。SHT I 613 R1 から回収された *Mārgavarga* の *uddāna* においても第 828 経の平行經は *gardabho* と呼ばれている。

6) CHUNG [2008 : 77] に記載された平行資料の Dhsk 10r7-8 と一致する。

7) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 108 経の平行資料は未記載。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§13	第 1048 經, 274a26-27	D śi 46b3, P si 53a6	D si 167b4-5, P i 34a4	no.14, D śi 18b5, P si 20a8-b1	8)
§14	第 707 經, 189c17-19	D śi 47a4, P si 53b8	D si 168b6-7, P i 35a8-b1	no.15, D śi 18b5-6, P si 20b1-2	9)
§17	第 1122 經, 298a29	D śi 48a3-4, P si 55a3-4	D si 171a1-2, P i 38a1-2	no.18, D śi 19a1-2, P si 20b4-5	『中阿含經』 第 153 經, T1, 671b12-14 <sup>10)</sup>
§17	第 1039 經, 271b14-15, b18-21, 271c18-19	D śi 48b1, P si 55b1	D si 171a6-b2, P i 38a7-b3	ø	II)
§20	第 546 經, 141b26-c2	D śi 49a3, P si 56a6-7	D si 172b4-7, P i 39b8-40a3	no.22, D śi 19a4-6, P si 20b8-21a2	HONJō no.1022 <sup>12)</sup>
§23	第 984 經, 256a18-22	D śi 49b5, P si 57a4	D si 174a6-b1, P i 41b6-42a1	no.25, D śi 19a7-b1, P si 21a3-5	HONJō no.2076 <sup>13)</sup>

- 8) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 1048 經の平行資料は未記載。
- 9) CHUNG [2008 : 169] に記載された平行資料のうち、『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。なお五蓋については『釈軌論』第一章「語義（2）」(D śi 39a7, P si 44b1-2), および『俱舍論』「隨眠品」第 59 僥とその註釈箇所 (AKBh 318.7-319.4; 小谷・本庄 [2007 : 228-229]) で扱われている。
- 10) 『中阿含經』第 153 經「鬱闍提經」(T1, 671b12-14: 答世尊曰。不也瞿曇、所以者何。人間欲者臭處不淨、意甚穢惡而不可向、憎諍極苦。) と平行する。なお CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 1122 經の平行資料は未記載。
- 11) CHUNG [2008 : 207] に記載された平行資料のうち、『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。なお§ 26 と同一出典からの引用か。
- 12) (本庄良文教授による御教示) HONJō no.1022 (AKUp D ju 23a4-b1, P tu 25b5-26a2; 本庄 [1985 : 9]) ; TĀ D tho 75b2, P to 90b5-6 と平行する。その他の『雜阿含經』第 546 經の平行資料については CHUNG [2008 : 143] を参照。
- 13) (本庄良文教授による御教示) CHUNG [2008 : 204] に記載された平行資料のうち、SHT V 1174 R2-3 や HONJō no.2076 (AKUp D ju 96a1-3; P tu 109b4-6; 本庄 [1984b : 11]) と一致する。その他, Mvy(IF) nos.5378-5381 とも一致する。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§24	第 469 経, 119c12-14	D śi 50a1, P si 57b1	D śi 175a2-3, P i 42b3-4	no.26, D śi 19b1-2, P si 21a5	14)
§26	第 1039 経, 271b20-23	D śi 50b1, P si 58a3	D śi 176a4-5, P i 44a1-3	no.31, D śi 19b4-5, P si 21a8-b1	Dhsk 19v9-10 <sup>15)</sup>
§27	第 241 経, 58a25-27	D śi 50b5, P si 58b1	D śi 176b5-6, P i 44b4-5	no.30, D śi 19b5, P si 21b1-2	16)
§30	第 30 経, 6a27-b2	D śi 51a6-7, P si 59a6	D śi 177b1-3, P i 45b2-4	no.34, D śi 19b6-20a1, P si 21b3-5	LA VALLÉE POUSSIN [1907: 375] <sup>17)</sup>
§37	第 1244 経, 341a15-16	D śi 54a5, P si 62b7	D śi 184a7-b1, P i 53a8	no.42, D śi 20a7-b1, P si 22a5-6	Honjō no.3031 <sup>18)</sup>
§37	第 1265 経, 346c6-7	ø	D śi 184b3-4, P i 53b4-5	ø	19)
§42	第 492 経, 128b13-15	D śi 55b4-5, P si 64b4-5	D śi 187a6-7, P i 56b5	no.47, D śi 20b6-7, P si 22b5-6	『集異門足論』 T26, 427c7-9 <sup>20)</sup>

14) CHUNG [2008: 134] に記載された平行資料のうち、『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

15) CHUNG [2008: 207] に記載された『雜阿含經』第 1039 経の平行資料のうち、当該箇所 (T2, 271b20-23) に対応するものはない。当該箇所は十不善業のうち、「殺生」の定義用語であり、『法蘊足論』梵文断簡 (Dhsk 3.17, 19v9-10), 『業施設論』 (*Karmaprajñapti*) 冒頭に引用された *Sam cetanīyasūtra* (『中阿含經』第 15 経「思經」, T1, 437c2-3), 『ウパーイカー』 (AKUp D tu 236b5, P ju 270a8, HONJŌ no. 4081) にも同一表現がある。青原 [2012] は *Sam cetanīyasūtra* の翻訳研究と校訂テキストとを含む。

16) 平行資料を見出せず。Chung [2008] に『雜阿含經』第 241 経の平行資料は未記載。§ 72 と同一出典からの引用例か。

17) Šroṇa. CHUNG [2008: 47-48] に記載された平行資料の MSS BENDALL (I) recto 1 と一致する。

18) CHUNG [2008: 204-5] によれば、AKUp HONJŌ no.3031 と平行する。

19) CHUNG [2008: 47-48] に記載された平行資料のうち『釈軌論註』所引箇所に対応するものはない。パーリ平行経は SN III 119-124 (Vakkali). śiñ śun という比丘の名称も確認しうる (Välkali? Cf. Mvy(IF) 5311: valkalah.)。

20) 『阿毘達磨集異門足論』(no.1536) に平行箇所がある (T26, 427c7-9)。

なお CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 492 経の平行資料は記載されていない。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§42	第 262 經, 66b17–18	D śi 55b7–56a1, P si 64b8–65a1	D si 187b4, P i 57a2	ø	21)
§42	第 262 經, 66b15–16	D śi 56a1–2, P si 65a2–3	D si 187b4–5, P i 57a2–3	ø	AKBh 27.21; AKVy 248.1–2 <sup>22)</sup>
§44	第 279 經, 76b2–4, b8–9	D śi 56a7, P si 65b2	D si 188a7–b1, P i 57b8–58a1	no.49, D śi 21a1, P si 22b6–7	AKBh 411.4–6 HONJŌ no.7010 <sup>23)</sup>
§46	第 109 經, 35a9–10	D śi 57a3–4, P si 66a8–b1	D si 189b5–6, P i 59a7	no.51, D śi 21a4–5, P si 23a2–3	24)
§47	第 379 經, 103c14–15	D śi 57b2, P si 66b7	D si 191a3–4, P i 60b8–61a1	no.52, D śi 21a5, P si 23a3–4	SBhV I 135.1–4; AKVy 579.21–22 <sup>25)</sup>
§49	第 505 經, 133c21–22	D śi 58a5, P si 67b6	D si 193b3, P i 63b3	no.54, D śi 21a6–7, P si 23a5–6	26)
§53	第 703 經, 189a22–28	D śi 59b2, P si 69a8	D si 196a1–3, P i 66a4–5	no.58, D śi 21b3–4, P si 23b2–3	AKBh 300.16–18 HONJŌ no.5021 <sup>27)</sup>
§54	第 295 經, 84b4–6	D śi 59b7, P si 69b7	D si 197a5–6, P i 67b2–4	no.59, D śi 21b4–5, P si 23b3–4	NidSa 13.7 <sup>28)</sup>

21) CHUNG [2008 : 50] に記載された平行資料のうち『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

22) CHUNG [2008 : 50] に記載された平行資料のうち, AKBh 27.21; 466.23 (HONJŌ no.9017); AKVy 248.1–2 他平行例多数。

23) CHUNG [2008 : 86] に記載された平行資料の SHT IV 1226; AKBh 411.4–6 (HONJŌ no.7010) と一致する。

24) CHUNG [2008 : 68] に記載された平行資料のうち, 『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

25) *Dharmacakrapravartana-dharmaparyāya*. CHUNG [2008 : 122–123] に記載された平行資料のうち, SBhV I 135.1–4; AKVy 579.21–22 と一致する。

26) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 505 經の平行資料は未記載。

27) 小谷・本庄 [2007 : 120-1]。『雜阿含經』第 703 經の平行資料については CHUNG [2008 : 167–8] を, 同じく再構成テキストについては CHUNG [2009 : 22f.] を, 『釈軌論』第二章当該箇所 (§ 53) の議論については堀内 [2004] を参照。

28) CHUNG [2008 : 105] に記載された平行資料の NidSa 13.7 と一致する。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§55	第 615 経, 172a26-b22	ø	D si 198a7-b1, P i 68b5-8	ø	* <i>Bhikṣuṇīśūtra</i> <sup>29)</sup>
§57	第 105 経, 32a16-18	D si 60b1, P si 70b3	D si 198b5-6, P i 69a5-6	no.62, D si 21b6-7, P si 23b6-7	AKVy 103.14-16 <sup>30)</sup>
§57	第 105 経, 32a27-b6	ø	D si 198b7-199a5, P i 69a8-b6	ø	31)
§60	第 307 経, 88b9	D si 62a6-7, P si 73a1	ø	ø	AKBh 333.5 Honjō no.6018 <sup>32)</sup>
§60	第 293 経, 83c11-13	ø	D si 204b4 P i 75b4	ø	NidSa 11.3 <sup>33)</sup>
§61	第 270 経, 70c2-71a3	D si 62b5, P si 73b1	D si 205a2-b5, P i 76a2-b7	no.66, D si 22a5-23a3, P si 24a5-25a5	上野 [2012 : 11-19] <sup>34)</sup>

29) 『雜阿含經』第 615 経の平行經典は『釈軌論』『釈軌論註』において *dGe sloṅ ma'i mdo* (\**Bhikṣuṇīśūtra*) と呼ばれている。なおパーリ平行經は SN 615 = SN V 154-8.

『釈軌論』『釈軌論註』第一章にも引用例があり、『釈軌論』第一章所引箇所 (VyY D si 38a6, P si 43a3-5) は T2, 172b12-13 と、『釈軌論註』第一章所引箇所 (VyYT D si 153a2-4, P i 17a6-b1) は T2, 172b13-20 とそれぞれ対応する。本表に記載した『釈軌論註』第二章所引箇所は全て後者に含まれる。

30) Šrenika, CHUNG [2008 : 67] に記載されていない用例に AKVy 103.14-16 ≈ SĀc 32a16-18 がある。細田 [1993 : 75] における対照資料も併せて参照。

31) Šrenika, CHUNG [2008 : 67] に記載された平行資料のうち、『釈軌論註』所引箇所に対応するものはない。

32) VyY D si 62a6-7, P si 73a1: *las dañ sred dañ de bzin ma rig pa // tše rabs phyi ma'i 'du byed rnam skyi rgyu //*

AKBh 333.5: *karma ca trṣṇā ca atho avidyā saṃskārānām hetur abhisamparāya iti / SĀc 88b9: 諸業愛無明 因積他世陰*

33) 『釈軌論』『釈軌論註』では *Iha'i mdo* と呼ばれている。ADELHEID METTE 及び松村恒が再構成した、Gilgit 写本に基づく二つの *Devatāśūtra* (『天請問經』, no.592), *Alpadevatāśūtra* (『雜阿含經』第 1299 経) に平行する記述は見当たらない。一方で NidSa 11.3 とは一部平行する。

34) (本庄良文教授による御教示)「無常想」を主題とする『雜阿含經』第 270 経の平行經典については上野 [2012 : 11-19] にチベット語訳テキストと和訳、および第 270 経とチベット語訳テキストとの対照がある。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§65	第 1069 経, 277b29-c3	D sī 65b2, P si 76b8-77a1	D si 214a2-4, P i 85b4-7	no.70, D sī 23b3-6, P si 25b5-8	『別譯雜阿含經』 第 8 経 <sup>35)</sup> T2, 375c14-17
§68	第 36 経, 8a22-25; 第 639 経, 177b2-3	D sī 68a1-2, P si 80a3	D si 219b6-7, P i 92a6-7	no.73, D sī 24a3-4, P si 26a5-7	MPS 14.22 <sup>36)</sup>
§69	第 770 経, 201a10-14	D sī 68b6, P si 81a4	D si 221b5-7, P i 94a8-b3	no.74, D sī 24a4-7, P si 26a7-b2	<sup>37)</sup>
§70	第 1063 経, 276b8-9	D sī 69a5, P si 81b4	D si 223a1-2, P i 95b7-8	no.75, D sī 24a7-b1, P si 26b2-4	『入阿毘達磨論』 T28, 986b10-11 <sup>38)</sup>
§72	第 241 経, 58b11-14	D sī 69b4, P si 82a5	D si 223b5-7, P i 96b5-8	no.77, D sī 24b4-6, P si 26b7-27a2	<sup>39)</sup>
§75	第 440 経, 113c20-22	D sī 70a5, P si 82b7	D si 225a2, P i 98a4-5	no.80, D sī 25a1-2, P si 27a5-6	<sup>40)</sup>

35) CHUNG [2008: 209] に記載された平行資料のうち、『別譯雜阿含經』第 8 経の他、『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

36) (本庄良文教授による御教示)「自洲・法洲」の経句であり、MPS 14.22 と平行する。しかし対告衆が「アーナンダ」ではなく「比丘たち」である点から、出典は *Mahāparinirvāṇa* ではなく *Samyuktāgama* と推測される。

37) 『百經片』『釈軌論註』所引箇所は、「邪語」以下の箇所 (T2, 201a14-20) を欠くものの、CHUNG [2008: 176] が『雜阿含經』第 770 経に関する唯一の平行資料として挙げる AKBh 254.23 (舟橋 [1987: 410]; HONŌ no.4091, AKUp に経文の引用なし) に先行する箇所である。

38) (本庄良文教授による御教示)『入阿毘達磨論』(no.1554) にも引用例がある (櫻部 [1997: 226])。T28, 986b10-12: 汝等苾芻。不應校量有情勝劣。不應妄取補特伽羅德量淺深。乃至廣說。; AA V D ū 316b7-317a1, P thu 410a2-3: *gtso bo mchog gis dge sloñ dag gañ zag gis tśod ma bzuñ žig / gañ zag la tśad kyañ ma 'dzin cig ces rgya cher gsuis so //*「最上者（世尊）によって『比丘たちよ、人が〔人を〕量ってはならない。〔人が〕人を計ってはならない』と〔経に〕広く説かれている。」

なお CHUNG [2008] は『雜阿含經』第 1063 経について未記載。

39) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 241 経の平行資料は未記載。§ 27 と同一出典からの引用例か。

40) CHUNG [2008: 129-30] に記載された平行資料のうち、『釈軌論』所引箇所に対

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§77	第 217 経, 54c7-9	D śi 70b3, P si 83a7	D si 225b2-3, P i 98b6-8	no.82, D śi 25a4-5, P si 27a8-b2	41)
§78	第 1306 経, 358c24-27	D śi 70b6, P si 83b3	D si 227a1-2, P i 100a8-b1; D si 226a1-2, P i 99b5-6 <sup>42)</sup>	no.83, D śi 25a5-6, P si 27b2-3	『雜阿含經』 第 638 経, 第 1212 経 <sup>43)</sup>
§78	第 345 経, 95c11-14	D śi 71b1, P si 84a6-7	ø	ø	NidSa 24.28 <sup>44)</sup>
§78	第 1183 経, 320a29-b1	D śi 71b4, P si 84b2-3	ø	ø	45)
§78	第 593 経, 158c25-26	D śi 71b4-5, P si 84b4	ø	ø	46)
§79	第 927 経, 236c2-4	D śi 71b6, P si 845-6	D si 227b3-4, P i 101a4-6	no.84, D śi 25a6-b1, P si 27b3-5	『集異門足論』 T26, 436b7-10 <sup>47)</sup>

応するものはない。

41) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 217 経の平行資料は未記載。

42) 『釈軌論註』における引用は二箇所に跨がる。

43) 『雜阿含經』第 638 経, 176c17-21; 第 1212 経典, 330b1-4 にも第 1306 経とほぼ同文の用例がある。いづれの用例も CHUNG [2008] に平行資料は未記載。

44) CHUNG [2008 : 114] に記載された平行資料の NidSa, 24.28 と一致する。

45) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 1183 経の平行資料は未記載。VyY D śi 71b4, P si 84b2-3:

*khyod ni ci la gnas te bsam gtan pa // khyod la miñon par rtogs par mi 'gyur bas //  
skyes bu cañ śes khyod la phyag 'tśal lo // skyes bu dam pa khyod la phyag 'tśal lo //  
SĀc 320a29-b1: 我今敬禮汝 大寂牟尼尊 禪思之妙王 覺無邊大覺*

46) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 593 経の平行資料は未記載。VyY D śi 71b4-5, P si 84b4:

*de bzin gšegs pa ma gtogs pa // jig rten kun gyi śes rab gañ //  
ś'a ri'i bu yi śes rab kyi // bcu drug char yañ mi phod do //*

SĀc 158c25-26: 一切世間智 唯除於如來 比舍利弗智 十六不及一

47) *Mahānāmasūtra*. CHUNG [2008 : 192-93] に記載された平行資料のうち, 『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。『ウパーイカー』における平行経 (HONJŌ no.4036) も『雜阿含經』第 927 経の該当箇所 (T2, 236c2-4) を欠いている。ただ

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§80	第 275 経, 73b5-12	D śi 72a4, P si 86a3	D si 228a4-b3, P i 101b6102a6	no.85, D śi 25b1-7, P si 27b6-28a5	HONJō no. <sup>48)</sup> 2065
§81	第 275 経, 73b20-28	D śi 73a4, P si 86a5-6	D si 230a1-4, P i 103b7-104a3	no.86, D śi 25b7-26a3, P si 28a5-b2	HONJō no. <sup>49)</sup> 2065
§87	第 27 経, 5c25-26	D śi 75a2-3, P si 88b1-2	D si 233b1-2, P i 108a4-5	no.93, D śi 26b6, P si 29a7	<sup>50)</sup>
§91	第 104 経, 31c4-5	D śi 75b7-76a1, P si 89b1-3	D si 235a5-6, P i 110a7-8	no.97, D śi 27a2-3, P si 29b3-5	<sup>51)</sup>
§93	第 1117 経, 295c17-19	D śi 76b4-6, P si 90a8-b2	D si 236a5-7, P i 111b3-5	no.99, D śi 27a4-6, P si 29b5-8	LPr D i 21a2-4, <sup>52)</sup> P khu 24b5-7.
§94	第 490 経, 126a22-27	D śi 77b3, P si 91a8-b1	D si 237a3-5, P i 112b3-6	no.100, D śi 27a6-b2, P si 29b8-30a4	<sup>53)</sup>

し『集異門足論』における「七聖財」のうち、「捨財」の定義文とほぼ同文である（T26, 436b7-10）。

48) （本庄良文教授による御教示）*Nandāvavādasūtra*. HONJō no.2065 (AKUp D ju 90b1-5; P tu 103a1-7; 本庄 [1984b : 6], § II) と一致する。本庄 [1984b : 5] は先行研究が『佛本行集經』(no.190) 卷第 57 (T3, 916bc); 『根本說一切有部毘奈耶雜事』(no.1451), T24, 251af. を指摘していると記す。CHUNG [2008 : 84-85] に記載された『雜阿含經』第 275 経の平行資料のうち, SHT VI 1226 fragm. 4 がわずかに一致する。

49) （本庄良文教授による御教示）上注と同じ *Nandāvavādasūtra*. HONJō no.2065 (AKUp D ju 91a1-5; P tu 103b3-8; 本庄 [1984b : 7], § IV) と一致する。

50) 平行資料を見出せず。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 27 経の平行資料は未記載。

51) CHUNG [2008 : 67] に記載された平行資料のうち, 『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

52) CHUNG [2008 : 216] に記載された平行資料のチベット語訳『世間施設』に平行箇所がある。故加藤清の手になる和訳が福田 [1999 : 29] に掲載されている。

53) CHUNG [2008 : 139] に記載された平行資料のうち, 『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§95	第 39 経, 9a4-5	D śi 78a6-7, P si 92a5-6	D si 238b2-3, P i 114a8-b1	no.101, D śi 27b2-3, P si 30a4-6 <sup>54)</sup>	AKVy 422.20-26, AVN 164.1-5 <sup>55)</sup>
§100	第 11 経, 2a26-b1	D śi 81a5-6, P si 95b3-4	D si 243a1-4, P i 119b3-6	no.106, D śi 28b1-3, P si 31a6-8	堀内 [2009 : 328-29, n.195] <sup>56)</sup>
§101	第 289 経, 81c7-10	D śi 81b7-82a1, P si 96a6-7	D si 244a1-2, P i 120b6-8	no.107, D śi 28b1-3, P si 31a6-8	NidSa 7.3-4 <sup>57)</sup>
§102	第 1173 経, 314a14-18	D śi 82a1, P si 96b6	D si 245a4-7, P i 122a5-b1	no.108, D śi 28b3-6, P si 31a8-b4	HONJō no.6066 <sup>58)</sup>

54) § 95 は『雜阿含經』第 39 経と完全に一致せず、部分的に VyYT D si 238b2-3, P i 114a8-b1 および SKhŚ no.101, D śi 27b2-3, P si 30a4-6 が SĀc 9a4-5 と平行句を共有するのみである。つまり § 95 の出典は『雜阿含經』第 39 経の平行經典ではない。

55) HONJō nos.1024, 3012, 6019 (本庄 [1989b : 17-18] に和訳がある), 8007。『俱舍論疏明瞭義』所引箇所 (AKVy 422.20-26; 櫻部・小谷 [1999 : 54]), 『決定義經註』所引箇所 (AVN 164.1-5; 本庄 [1989a : 92]), あるいは CHUNG [2008 : 61] に記載された『雜阿含經』第 490 経の平行資料である SĀ(VP) 6 (BL Or.8212/103A+B, Stein KHA ii.6.a) と対応する。

56) 出典の比定は堀内俊郎による。堀内 [2009 : 328-29, n.195] に『釈軌論』所引經文のチベット語訳テキストと和訳とがある。『雜阿含經』第 11 経の平行資料については CHUNG [2008 : 43-44] が挙げる NidSa 7.14; SBhV I 160.10-13 など多数。

57) (本庄良文教授による御教示) *Markaṭa*. CHUNG [2008 : 102] に記載された平行資料の NidSa 7.3-4 と一致する。

58) (本庄良文教授による御教示) *Amgārakarṣūpama*. AKBh 366.20f. (櫻部・小谷 [1999 : 386f.]; HONJō no.6066) に引用された『炭火坑喻經』と同一出典である。CHUNG [2008 : 81-82] に記載された平行資料のうち、『釈軌論』所引箇所に対応するものはない。

§	『雜阿含經』	VyY	VyYT	SKhŚ	その他
§103	第 1062 経, 276a12-20	ø	D si 245b5- 246a1, P i 122b8-123a4	ø	* <i>Sujātasūtra</i> <sup>59)</sup>
§103	第 1025 経, 268a12-18:	ø	D si 246a4-7, P i 123b1-4	ø	NidSa 20.19-24 <sup>60)</sup>

59) 『釈軌論註』において *legs skyes kyi mdo* と呼ばれている。CHUNG [2008] に『雜阿含經』第 1062 経の平行資料は未記載。なお第 1062 経末尾韻文の b-e 句は『雜阿含經』第 1063 経と第 1070 経とに平行する。『釈軌論註』における引用例とともに示す。

VyYT. D si 246a1, P i 123a3-4: *kye ma dge sloñ ñer ži žiñ //*

*zag med chags bral mi ldan dñi // legs pa med par mya ñan 'das //*

*bdud kyi sde ni pham byas nas // lus kyi tha ma 'dzin 'di mdzes //*

第 1062 経 (SĀc 276a18-29) : 寂靜盡諸漏 比丘莊嚴好 離欲斷諸結 涅槃不復生  
持此最後身 催伏魔怨敵

第 1063 経 (SĀc 276b17-18) : 離欲斷諸結 涅槃永不生 持此最後身 催伏衆魔軍

第 1070 経 (SĀc 278a9-10) : 離欲心解脫 涅槃不復生 持此最後身 催伏衆魔軍

60) 『縁起経釈』「識支」に *smra ba po'i mdo* の名で引用される經典 (MURONI [1993 : 104.12-13]) と同一出典であろう。授記 (『第一記』) が授けられる命終者の遺体供養に関する表現であり、この表現は『雜阿含經』第 302 経と第 1025 経とに確認される。『釈軌論註』所引經の文言は後者に近いものの、第 1025 経で授記を授かるのは「年少比丘」であるのに対し、『釈軌論註』所引經では *btsun pa khyim bdag smra mkhas* である。なおこの呼称を除けば、『釈軌論註』所引經は『雜阿含經』第 302 経の平行經である NidSa 20.19-24 とよく一致する。